

2021・9・15

修正 12・9

資格制限について

宮田 桂子

第1 資格制限と前科の合理性

前科による資格制限の目的として考えられるのは

①資格に対する社会的信用の保持

②前科が、それを有する者の資質、性癖等の徴表と考えられ、その職種にはふさわしくないという2つが主なものと考えられる。

①については、「前科がある者が就労することがその職業に対する信頼を害する」という考え方自体が前科を有する人への社会的偏見をもたらし得る。前科といっても、不注意を内容とする過失犯と故意犯とでは、その責任の重さが全く異なるし、裁判では有罪となったが実際には「無実」ということもあり得る。少なくとも、資格によって可能となる業務、事業の内容から考えて、どういう前科であればその業務、事業に差し障りがあるというのかを具体的に考える必要がある。

②については、「前科」が人の資質や性癖等の徴表とはいえないことを認識すべきである。例えば、殺人事件、傷害事件を起こすことが暴力性の徴表として考えられることがあるが、孤立無援で育児や介護をする中の嬰兒殺や介護殺をした人が暴力的であることは稀である。窃盗前科があるからといって他人の物を見境なく盗るわけではない。前科があるが、善良で勤勉であり、真面目な性格の者もあり、前科が人の悪性格の徴表であるとはいえない場合は少なくない。典型的なものとして、交通事故の人身事故などの過失犯の場合、事件の際の不注意で結果が発生した偶発性に左右されており、前科が悪性の徴表とはいえない。

このように考えると、「前科があることを理由に一律に資格を制限する」ことには問題がある。

前科がある者が資格を得ることによって①や②の問題が発生し得る場合があるのだとすれば、その場合にのみ免許を与えない、採用しない等といった方法もとる得るのであり、現に、前科を資格制限とする法律の中でも、「資格を与えないことがある」「情状として問題がある場合にのみ資格を与えない」といった立て付けの規定もある。

以下、具体的にいくつかの例を挙げながら検討するが、前科による一律の資格制限は、憲法の定める職業選択の自由や幸福追求権を害するものとも考え得る。

以下、具体的に検討するが、時間がない中での検討であったため、記載の順序の論理性が欠ける部分や検討の深度が項目によって異なることをご容赦いただきたい。条文等の記載については、本書、添付表とも○条を算用数字で、○項をローマ数字で、○号を丸数字で表記している。

第2 出入国資格と前科に関する問題

これは、いわゆる「資格制限」の問題ではないが、前科を有する場合の活動制限として見落とされがちなところであると思われるので最初に指摘する。

1 我が国に生活の本拠がある外国人の問題

出入国管理及び難民認定に関する法律 24 は、強制退去事由の中に、「同条④ニ旅券法の虚偽申請等に関する罪により判決が確定した者 ホ集団密入国を助長・援助し、刑に処せられた者、へ資格外活動許可を受けないで、在留活動以外の事業運営活動、報酬を受ける活動を行った専従資格外活動者で禁固以上の刑に処せられた者 ト未成年で少年法の不定期刑を言い渡す場合に、長期が3年を超える懲役または禁固に処せられた者 チ麻薬・大麻・覚醒剤等に関わる取締法令により有罪判決を受けた者 リ上記以外で無期又は1年を超える懲役又は禁固の実刑に処せられた者（ただし執行猶予の言い渡しを受けた者をのぞく）（なおヌ売春関係業務従事者の場合は有罪確定の必要はない）」という前科をあげる。また、入国拒否事由として、「同法 5④日本国の法律に反して1年以上の懲役または禁固に処せられた者（政治犯を除く） ⑤麻薬、大麻、あへん、覚醒剤等の各取締に関する法律に違反して処罰をされたことがある者」が挙げられており、対象者は上陸を拒否される。

日本で生まれ育ち、母国語を取得しておらず日本語で教育を受けた外国人の青少年について、このような規定が非常に悲惨な結果を生み得る。少年法改正によって、18歳以上であれば成人として処罰されるのだから、上記同法 24 が非常に大きな影響を及ぼし得るし、旅券法には禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることなくまでの者にはビザを与えないというより広い規定が存する。上記のような未だ教育支援の途上にある青年が、保護者が日本に滞在許可があるのに、日本からの退去を求められる、あるいは一旦外国に出た場合、日本に戻ることができなくなることがあれば人道上問題であり、少なくともこのような者に対しては、ビザ発給や在留特別許可の弾力的運用等が定型的に適用できるようにする必要がある。

2 日本人の外国への入国の問題

上記の我が国における入国制限と同様、日本人の諸外国への入国についても、各国の出入国管理に関する法令による入国制限がある。観光でさえ入国を拒否される場合があり得るところ、ビザをとって滞在することはさらに困難になる。

深刻なのは、留学の問題である。少年法改正により、18歳以上の者が成人として処罰されることになると、海外で入国拒否をされ、留学ができなくなる場合が今よりもたくさん出てくるだろう。

諸外国では、前科がある者の入国について、とくに薬物、組織犯罪に関して、非常に厳しい対応をとっている国は多く、とくに米国では前科のある者全般に対する扱いが厳しいため、覚醒剤前科を持つに至った元被告人の留学が拒否された例が弁護士会内で報告されている。少年法改正によって18歳以上の者が前科を有することになることで、従来

は留学が可能であった者が留学できなくなる可能性がある。

欧米では薬物の自己使用、自己使用目的所持については（少なくとも初犯は治療を優先させるなどして）処罰していない国が多い一方、我が国では自己使用、自己使用目的所持であっても刑事裁判の対象とし、有罪判決を科している。我が国のこのような政策が正しいというのであれば、欧米に対して、我が国では、薬物の蔓延が進んでいないことから、薬物規制を厳しく運用し、自己使用、自己使用目的所持であっても処罰していることを説明し、更生したと認められる者に対しては、販売・製造・輸入や薬物組織にかかる犯罪で有罪になったものではない旨の証明書を発することで他国に入国を受け入れることを働きかけることも考えられるのではないか（ただ、我が国の政策自体が批判される可能性も高いと思われる）。

なお、この点については、さらに、出入国管理について海外の入国拒否事由について詳細に調査し、我が国がどのような対応が可能かも含めた検討をすることも必要であろうし、薬物や軽微犯罪のハームリダクション等も検討されるべきところかと思われる。

第2 我が国における資格の制限と前科の問題

刑の言い渡しの効力が消滅するまでの期間は以下のとおりである。

「禁固以上の刑を受けた者」という形での制限であれば、禁固以上の刑の執行を終わり、またはその執行を免除された者が、罰金以上の刑に処せられないで10年以上経過したとき（刑34の2 I 前段）に、また、執行猶予の場合には、刑の執行猶予を取り消されることなく、猶予期間を経過したとき（刑27）に制限が解除される。

なお、罰金以下の刑の執行を終わり、またはその執行を免除された者が、罰金以上の刑に処せられないで5年以上を経過したとき（刑24の2 I 後段）に刑の言い渡しの効果が消滅する。

我が国の資格制限は、公務員、専門資格を中心に広汎に及んでいる。また、専門資格だけでなく、事業所内での責任者や事業の経営者等について資格制限があることによって、前科のある人のキャリアアップが阻害される危険が存する。

1 公務員について

罪を犯した人の社会復帰に対する社会の理解が進まないことには、前科のスティグマが大きいことが原因と考えられる。公務員として前科のある人を積極的に採用するなどして、社会包摂の有効性を明らかにしていくことが重要と考えられるところ、現在の公務員に関する法律の資格制限には問題が大きい。

(1) 公務員の資格制限と公務員試験受験の年齢制限

公務員については、国民に対する奉仕者としての品位を保つ等の理由から、前科による資格制限が存在し、禁固以上の刑を受けた者に対する資格制限がある。短期であっても実刑になれば刑の執行を終えてから10年を経ないと公務員になれない。

公務員の採用については年齢制限がある。国家公務員については国家総合職、一般職とも30歳で、各種専門職も30歳としているし、裁判所職員は30歳、国会関連では参議院総合職が27歳、告解図書館が29歳で他は30歳である。地方公務員については地域によってまちまちであるが、26歳（京都府 行政ⅠA、B、岡山県A、広島県行政一般事務Bなど）から35歳（宮城県、福島県、山梨県、富山県など）くらいまでの間で採用年齢に制限を設けている。

そうすると、従来少年法で少年院送致されていた程度の罪で18、19歳の者が実刑判決を受けると、公務員採用の年齢制限とあいまって、ほぼ公務員になる道が絶たれるおそれがある（公務員の資格制限の法律については表第1-1）。

上記のとおり、前科があったとしても、それが悪性の徴表とは必ずしもいえない。

そうすると、前科がある者について「採用しないことができる」というような、裁量の幅を持たせた規定とするなど、一律規制によらない方法によるべきものとする。

(2) 公務員の前科による失職への例外も認めるべきではないか

公務員が前科を得たことを原因とする欠格事由による失職についても、非常に厳しく運用されている。収賄などの流職の罪であれば欠格事由とされるのは当然と思われるが、全ての罪種についてそのように考えるべきかどうかは疑問であり、故意犯であっても、情状により失職を免れさせるべき事案もあると考えられる（例えば、違法性判断が微妙な正当防衛崩れの案件など）。

地方公務員については、地方公務員法 28Ⅳの「特別な定め」を条例によって設け、過失犯（交通事故を想定）による執行猶予付禁固・懲役刑については失職させないことができる旨を定めている自治体も多い。このような手法は参考になるものと思われる。国家公務員については、国家公務員法 76 で、「人事院規則で定める場合のほか」という規定があり、欠格事由の例外を設けられる。

(3) 罪を犯した人への指導に、罪を犯して更生した人を活用すべきことと資格制限

今後考えるべき政策として、刑務所等における前科があるが立ち直った人たちによる指導が各所で指摘されている。北欧等では、政策課題に当事者性のある者を「経験専門家」と呼び、その知見を課題解決に活かしている。

前科を持つ人が、元当事者として刑務所や少年院における指導をすることで矯正教育の成果をあげ得るはずであり、我が国でも、現在、DARC スタッフによる薬物依存に対する離脱指導が行われている。このような人々を非常勤も含めた公務員として活用することが考えられるところ、DARC スタッフには薬物前科を持つ者も少なくない。任用したい人材に対して個別恩赦での対応をし、復権させることも考えられるが、刑の言い渡しの効力が無くなってさらに相当の時間が経過しないと復権をさせていない運用があるとも聞いており、体験に基づく指導を行うために公務員に任用する場合には前

科を不問とする、といった規定をすることも考え得る。

罪を犯した人への指導を考えたとき、非常勤公務員である保護司（表第 1 1 の 12）の前科のある者への一律排除も問題である。保護司については、罰金刑であっても、前科を得ると任期満了後の再任がされず、解任同様の扱いとなっている。上記の「経験専門家」についての言及のとおり、当事者性のある人の関与の有用性が指摘されているところ、他の公務員以上に厳しく前科がある者を排除していることには疑問がある。

(4) 現業の公務員と委託業者との間で前科が不合理な差別となること

現業の公務員についても、公務員である以上、資格制限がかかるが、自治体等が事業委託をした民間企業（みなし公務員になる場合として競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 25。表第 1 2 の 7）については、その役員への資格制限がもっと狭いことや、従業員には一切制限がないのであり、それと現業の公務員との区別は、合理的なものとはいえず、差別の域にあるのではないか。

例えば清掃事業、水道事業など民間委託されている事業は少なくないし、事務、警備その他の業務も広く委託されるようになっている。また、いわゆる車検については、民間車検の利用が非常に多いところ、車検を委託される業者には業務に関連する前科による資格制限がある（表第 4 7 の 1 懲役 1 年以上の刑を受けて 2 年の制限）ものの、そのような事業者の従業員への前科による資格制限はない。駐車監視員のように、委託を受ける事業者への制限（駐車監視事業につき表 1 3 の 3 の参照欄）はあっても従業員への制限がない場合もある（なお、警備会社が受託するということだと、警備員にも資格制限があるが、そこには後述の問題がある）。PFI 事業について役員への制限はあるが（表 4 3(5)2）、その事業者が採用する従業員への前科による資格制約は求められていない。

少なくとも、職種による差異を考えるとなく前科のある者に対して一律に公務員の採用を拒む現在の制度のあり方は極めて大きな問題があろう。

みなし公務員について、資格制限があるものとならないものがあることについても（みなし公務員に関する表参照）、資格制限の撤廃の方向の根拠として考えられるところである。郵便認証司（表第 1 2 の 2）の場合については、現在、内容証明郵便の取扱の電子化等が進んでおり、特別送達が重要なことは認めるが、今後これが電子化される可能性や、一般私人の書留郵便で重要な財産が運ばれることとの均衡を考えたならば、これほど強い資格制限が必要なのかについて疑問なしとしない。

2 教育関係の免許について

教育に携わる者については、教育の対象となる主として子ども達に対する影響力などを考慮し、前科のある者を排除している。

教育関係（Sheet2 にまとめている）では、禁錮以上の刑が科された者に対しての資格

制限がある。また、有罪判決確定後、教員免許は失効する。弁護士については、前科を得ても、刑の言い渡しの効力が消滅してから弁護士会の入会が許されれば弁護士としての業務を再開できるが、教員についてはそのような規定はない。上記の地方公務員の交通事故のように、失職を免れ得る場合を定めることが考え得る。

また、幼児教育の問題として（厳密に言えば保育は教育扱いされていない）、幼稚園と保育園との取扱いの著しい差が存する。保育士は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ③児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者が欠格事由であり、幼稚園教員よりも資格取得が緩い。また、幼稚園の園長には資格の制限があるが、保育園の園長にはなく、認定子ども園の園長については、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力が必要とされ、前科による資格制限が見当である。

保育園への制限が緩くて不当という評価が現状出ていないのであれば（出ていれば報道されるだろう）、むしろ、教育関係者に対する前科による一律の資格制限が不合理であることを示す一つの根拠たり得るものと考ええる。

教員については、児童・生徒や同年代の子どもに対する性的加害があった場合、前科にかかわらず教員の資格を失う制度が整えられてきている。学校に教員と児童・生徒が1対1になる場所があること等を考えれば、子どもへの性加害を理由とした制限には一定の合理性がある。しかし、これがあらゆる犯罪について当てはまるのかは疑問であり、少なくとも、執行猶予付の交通事犯までを全件排除することには問題がある。

また、非行、犯罪から立ち直って、子ども達を立派に指導し得る人となっている場合も考えられ、講師等の実績を積ませたうえで教員採用試験に合格した場合には教員として採用するなど、前科がある者の採用についてのバイパスルートも考えられるべきものなのではないか。

教育職についても、「犯罪をしたかどうか」で資格制限や免許失効をするのではなく、少なくとも罪種を考えたうえ、個別の犯罪における犯情・情状を具体的に検討して、免許を与えるかどうかの判断をし、また、資格を免じられるようにすることが合理的ではないのかと考える。

3 個人に与えられる資格、就労制限全般についての問題性

「人の生命、人体、財産等にかかわる重要な資格には前科による資格制限が必要だ」という考え方ができるかもしれない。しかし、危険物取扱者や消防整備士、自動車整備士のような、公共的な業務であり、かつ危険なものを取り扱う国家資格や、理容師、美容師のように人の身体に刃物や薬剤などを使うことがある国家資格については前科による制約がない。公共財といってもよい電波にかかわる無線従事者については、無線使用に関わる

電波法違反などによる処罰による資格制限に限られている（第3 12の1）。

かつて、宅地建物取引業の試験は、比較的簡単であり、魅力的な資格と思われたが、前科があると、試験に受かっても宅地建物取引業の免許が取れず、困ったという例がしばしばあった。従前の宅建取引主任に比べ、現在の宅建士の資格制限は緩くなったので状況は改善した。このような資格制限の緩和によって、何か問題が起きたという報告はないものと思われる。資格制限を緩めて問題が起きていない専門業務があるということは、制限の撤廃、緩和の根拠たり得るものとする。

以下、具体的にいくつかの例から一律制限の問題性を指摘したい。

(1) そもそも士業資格どうしの制限が著しく異なり、近接業種には制限がないこと

弁護士以外の他の士業は、禁固以上の刑に処されてから資格がとれるまでの年限が2～5年と大きな幅がある（建築士は相対的欠格事由として禁固以上（第2 1の11）、司法書士・行政書士3年（第2 5の1、2）、税理士は5年だが税務関連法など特定の法律（第2 10））。土地改良換地士は、土地改良における専門職なので活動分野は限られるが、土地改良は関係者の財産関係等に大きな影響を与えるところ、土地改良法以外の法律による処罰は資格制限に関係ない。

士業について、前科を理由として長期間に渡り一律に資格を制限することの合理性は必ずしもないのではないか。

後述のとおり、治療にかかわる資格（医師、看護師、薬剤師等）には罰金以上の刑に処されると資格制限となり得る（免許を出さないことができる）一方で、治療と密接な検査技士等には検査技士法等の違反のみが問われるだけである。

専門資格には、幅広く前科を資格制限に取り込んでいるもの、その専門家の関連した法律の前科のみを問題とするもの、試験への合格のみを資格要件としているものもある。これが専門資格どうしの合理的な区別といえるだけの説明ができるのかどうか、十分に検討される必要がある。

厳しい制限がある資格と全くない資格が併存している例として、国家資格である、あん摩・マッサージ師、柔道整復師と、業務の近接した民間資格があるマッサージが挙げられる。マッサージについては、民間団体の資格として、「リフレフソロジー」「つぼ押し」「整体師」等の名称のものが多数あり、そのようなものについては前科による資格制限が一切ない。あん摩・マッサージ師等については罰金以上の刑を科された者は免許を与えないことができる。これらの業務は「治療」なのだから厳しい制限が必要だ、人の身体への施術をする国家資格には厳しい制限を置く必要性が高いというのであれば、身体に施術をする民間資格は、危険であり一切排除されなければなるまい。あん摩マッサージ師、柔道整復師については、一切制限がない民間資格との権衡を考え、資格制限をできる限り緩和していく必要があるのではないか。運用上、前科はほとんど不問だというのであれば別だが、もしもそうなのであれば、他の資格についても同様に運用され

るべきであるというよき例になるので調査をされたい。

(2) キャリアアップの阻害となり得る制限がある

資格制限があることで、キャリアアップが害される場合がある。

介護業務については、現在、少年院や刑務所で積極的に研修を進めているところ、介護福祉士をはじめとした資格が禁固以上の刑の執行終了から5年間の制限があり、就労した後のキャリアアップにつながる資格取得のインセンティブを与えきれないという問題がある。同様に、技術士資格については何ら前科による制限がないが、技術士資格をもって就労したときに、職場でさらに上の資格をめざせないという問題があり、例えば調理技術士と後述の調理師の問題が顕著である。

5 具体的な検討

(1) 医療・福祉・衛生系（厚労省関係）の罰金以上での制限の問題性

厚労省関係の専門職の国家資格には、罰金以上の刑に処せられた者については資格を与えないことがあるという規定をしているものが多い。

厚労省管轄にかかる医事・薬事・衛生関係の資格は、「資格を与えないことがある」という相対的なものとはされているものの、「罰金以上の刑」とより広い制限の対象を定めている（表第2-1の1以外）。この点については、現実にもどの程度厳しい運用がされているのか調査しなければ条文だけではわからない面はあるものの、ある保護観察所OBからは、「医学部の学生が医師国家試験を前提として恩赦（復権）を申請してくるのは年中行事だ」と聞いており、少なくとも、学生時代に前科を得た者（交通事故前科が多いものと思われる）は、この資格制限についてかなり神経をとがらせているのであり、相当厳しい運用があることが推測できる。

医療、治療、看護に関する資格の制限は厳しいが、臨床検査技師や臨床工学師、診療放射線技師は資格を定める法律の違反のみが欠格事由である。検査と診察とは密接不可分であることを考えると、他の医療、治療、看護にかかわる資格の制限は重すぎるのではなかろうか。

また、それ以外の資格でも、このような定めがあることで、資格を取得することに対する萎縮効果が発生する可能性がある。ある弁護士から、被告人が相当程度重い罪を犯したために、出所後、調理師になれるかどうか悩んでいたケースを担当したという報告を得た。調理師は、確かに、人の口に入るものを扱い、人の健康に関わる職種ではあるが、飲食店のアルバイトや食品工場の従業員等は全く無資格で従事できることと比較したとき、そのような高いハードルを設けることに合理性があるのかは疑問である。

(2) 少年法改正で直ちに影響が出そうな資格等

免許の必要な職業で、少年法改正で大きな問題が出そうなものとして、競艇選手、競

馬の騎手、オートレース選手、競輪選手（第2 2の6～9）が挙げられる。暴走族等で少年院送致された者が、それらの選手として成功した例を聞いたことがある。養成学校で厳しい訓練を経て、人間的にも成長できるこのような選手資格について、禁錮以上の刑の執行終了から10年の制限があることは、とくに少年法の改正による悪影響を受け得る。そもそも、これらの選手に対する制限に比べ、審判（第3 6(3)1、2で3年）や事業者（第3 6(3)3 中央競馬会の経営委員は3年、競艇実施機関等につき第5 3で5年）の制限のほうが緩いことは不合理なのではないか。選手の資格制限よりも、不正があった場合の資格失効や不正を防止するための施策のほうが重要なのに、この程度の資格制限で済んでいるのであれば、少なくとも選手への資格制限の緩和を考えるべきである。

また、「やんちゃ」系若者の就職先として、自衛隊がある。「自衛隊で鍛え直してもらえ」といわれて自衛隊に行き、立派に更生して職務を全うした少年院の卒業生もいる。自衛隊法では、国家公務員同様の資格制限があり、18、19歳が刑事処分となることで、入隊を希望する前科のある若者が、規律ある生活で鍛えられて国家に貢献できる者となる機会が奪われる可能性がある。

(3) 求職が多い職種での資格制限で罪を犯した人が就労できないこと

弁護をしてよく出てくるのが、懲役以上の刑の終了から5年の経過を要する警備員（第3 3(1)1）の問題である。警備業務は、業務が深夜に及ぶなどきつい職場であるためか相当数の求人があるところ、前科により業務に就けない、あるいは辞めざるを得なくなることがあり、弁護活動の中で大きな問題となっている。警備員は、警備事業者（第3 3(6)1）、警備員指導教育責任者（第5 1の2）と同じ、懲役以上の刑の終了から5年の経過が求められている。他の業態については、現に従業員として業務を行う者に比べて、事業者や指導者により厳しい制限を課しているのだが、警備員については、事業者や指導者と同じだけの資格を求めており、これは不合理ではないだろうか。他の事業については、事業者には制限がかかっているが、その従業員には制限がかかっていない例も多い（自動車整備業務、駐車監視業務など）。

警備員が人の生命・身体・財産に関わる職種であることは否定しないが、それだけで資格制限が正当化できるなら、例えば、何ら前科による資格制限のない危険物主任が人の生命・身体・財産に大きな影響を及ぼし得る危険物を取り扱えることは不合理だということになる。警備員に対する上記の制限は、厳しすぎて制限の理由を合理的に説明できないものとする。少なくとも、相対的欠格事由とする、情状を考慮する等の制限でなければ、資格制限の定め方が不合理に広すぎる。

介護職員は求人の多い職種であるが、上述のとおり、介護職員として勤務するぶんには前科が問題とはならないものの、中でキャリアアップしていくことになると、資格制限がかかる。老人介護施設に就労したとき、痰の吸引等が必要な入所者に対応するには

介護福祉士並みに禁固以上の刑の執行終了から 2 年の制限がかかってくるし、キャリアアップして介護福祉士などの資格をとることがすぐにできないといった問題が生じる。

6 職業資格以外の免許をめぐる規制の齟齬の不合理

銃刀法では禁錮以上の刑の終了から 5 年の制限がかかっているが、武器等、特定化学物質の製造、地雷やクラスター弾の所持については 3 年であるし、火薬製造・所持については火薬取締法違反の刑の終了から 2 年の制限である。銃刀と武器や特定化学物質、地雷やクラスター弾は同じように危険か、あるいは後 3 者の危険性のほうが高い。銃刀法は暴力団に銃刀類の所持をさせないことを目的としているものと思われるが、現行法体系だと、暴力団員がもっと危険な物質を持つ危険を回避できないことになってしまわないだろうか。確かに銃刀は、入手が容易という問題はあるが、実際のところ、暴力団は許可など得ずに武器を備え持ち、取引しているのであるから、銃刀法規制をするよりも、暴力団対策こそが重要ということなのではないか。

現在、害獣駆除の必要性が高い地域で猟銃の免許を持っている者の高齢化と、若い人が新たに銃刀法免許をとりづらいことが問題になっている。銃刀法の資格制限を緩めることが考えられるし、免許の例外を設ける、例えば、鳥獣保護法の狩猟免許と銃刀法を合わせて取得する場合には要件を弱める（その代わりに地域からの推薦を求める等の別な要件を課すことが考え得る）などの対応が必要ではなからうか。

7 法人役員に関する規制

法人の役員について、株式会社、一般社団・財団法人については、禁錮以上の刑に科された者（執行猶予を除く）とされ、信用組合、信用金庫等についても同様の規制がされているが（そうすると 10 年である）、更生保護法人については 5 年、銀行等保有株式取得機構の役員は 3 年、特定非営利（NPO）法人の理事は 2 年である。独立行政法人の役員については公務員ではないことが欠格事由となっているのみで（事実上、前科があったら認可が下りない運用かもしれないし、そもそも、独立行政法人がもともとは国家機関であったものを分離したので、公務員の前科が欠格事由だったことから、今のところ前科の問題は発生しないのかもしれない）、前科の制限が少なくとも法律レベルでは存しない。このような差は合理的とは思われない。

我が国では小規模な株式会社が多く、例えば、罪を犯した人が、更生して家業を継ぐような場合には前科が足かせになる場合が存し得る。家業を切り盛りしながら代表権がない、ということでは取引に支障が出てしまう。せめて、非公開の零細な企業についての法人役員の資格制限規制を弱めること（「情状を考慮する」等との規定にする）はできないだろうか。

8 暴力団対策と思われる規定が不合理であること

罰金についても資格制限の対象とする条項の中には、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法 50（②）に係る部分に限る）及び 52 の規定を除く）により、若しくは刑法 204、206、208、208 の 2、222 条若しくは 247 条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた」という文言が相当数の法令で見られる。

このような制限は、暴力団関係者を前科によって排除しようという意図に基づくものと思われるが、現在、暴力団員が収入源（彼らの言葉でいえばシノギ）としている、特殊詐欺などの詐欺やヤミ金、薬物事犯といったものは入っておらず（彼らが直接関わっていても、半グレといわれる不良集団等に対して「ケツ持ち」と称して上納金をとりあげている）、暴力犯罪を中心とした資格制限は、暴力団排除の手法として不合理である。凶器準備集合（208 の 2）は組織的なものであるかもしれないが、少年のグループ抗争に同罪が適用されることもあり、この罪種を入れること自体、問題があるといえるかもしれないし、それ以上に、暴行・傷害といった犯罪は、暴力団であることの徴表たり得ないことに不合理性がある。

また、暴力団を業務、取引から排除するについては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律や暴力団排除条例等を用いて、雇用契約、取引契約等の場面で反社会勢力であれば解除する旨の条項を入れることのほうが合理性があり、前科による資格制限での対応は必要ないのではないのか。現に、そのような手法によって、暴力団員である者とは契約の締結ができないことから、暴力団員と認定されている者は、事業領域からの排除が進んでいる。

実際のところ、暴力団員が支配している会社等については、暴力団員が役員とはなっておらず、親族や知人等の非暴力団員が就任しているケースも少なくないので、上記条項により暴力団員を排除し得たとしても、暴力団員の関与を排除しきることはできない。

「暴力団を排除するための資格制限」として上記のような資格制限をしているのであれば、その規定自体を見直すべきである。

むしろ、資格制限をするよりも、暴力団とは認定されていない不良集団を契約等から排除するための法整備のほうが、そのような者の排除について実効性を持つのではないか。

9 そもそも刑務所での取扱にも問題があるのではないか

「前科がある者に対する様々な規制があつて当然」と国民が考える一つの原因として、受刑者には大幅な権利制限がされており、その後も権利制限をするのが当然、という感覚を与えていることが挙げられるのではないか。

受刑者を憲法上の保障のらち外とする考え方は、1950～60 年代ころまでは世界的に存在していたが、現在、刑事被収容者処遇法 1 は、人権を尊重しつつ適正な処遇を行うという目的を明示している。比較法的にみて、以下のような制限があることが、資格制限等が当然だ、という考えにつながっているものではないかと考えられ、刑務所内での権利制限

等についても、それを最小限とする努力が必要ではないか。以下は喫緊の課題と考える。

- ①性的接触を含めた家族とともに過ごす時間が保障されていない。この中には、子どもを受刑者が養育することも含む。
- ②公職選挙法 11 I ②は、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者に選挙権、被選挙権を有しないと定めているが、選挙の公正を害することが疑われるような者以外までこのように制限をすることは不合理である。
- ③刑務作業は労働に位置づけられておらず、最低賃金の保障、労災保険や失業保険の適用がない。現状の刑務作業については、国際人権（社会権）規約委員会の 2013 年 5 月 17 日総括所見パラグラフ 14 で「委員会は、締約国の刑法典が、本規約の強制労働の禁止に違反して、刑の一つとして刑務作業を伴う懲役を規定していることに懸念をもって留意する。委員間は、締約国に対して、矯正の手段又は刑としての強制労働を廃止し、本規約第 6 条の義務に沿った形で関係規定を修正又は破棄することを要求する。また、委員会は、強制労働の廃止に関する ILO 条約第 105 条の締結を検討することを締約国懇請する」としている。
- ④刑務所医療は、全て刑務所の予算のもとで行われ、保健医療の対象となっていない。受刑者が健康保険料を支払える場合もあるのに（家族がいる、資産がある等）、国民皆保険から受刑者が除外されることは不合理である。

今後、禁固・懲役を一本化した拘禁刑を作るに際しては、夜間拘禁や週末拘禁といった、社会との接点を持ち続けられる刑の執行方法の検討等とともに、上記も検討すべき課題と考える。

10 今後の検討の方向性について

今後の前科による資格制限を考える方向として、可能な限りの廃止を考えるべきであるし、規定が必要なのであれば

- ①認可、免許、許可を与える際の審査に、個別情状についての判断を任せ、「（例えば弁護士について弁護士会が）入会させないことがある（ただ、「法律家に関する前科による資格制限は法律家への信頼のために必要だ」と考えることは可能であり（不当であれば個別に恩赦で対応できる）、これは問題提起のための事例と考えて欲しい）」「（認可、免許、許可を与える主務官庁、都道府県等が）資格を与えないことがある」「（上記同）情状として考慮することができる」等といった、裁量の幅を持たせられる規定にすることが考え得る。建築士のように、絶対的欠格事由と相対的欠格事由を分けて規定することも考え得るが、そもそも相対的欠格事由の規定をすることだけで足るのではないか、という見地からの検討も必要であろう。
- ②衛星リモートセンシング記録を取り扱う者について、この認定について定める法違反の前科に加え「この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼす行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令～」という規定を

しており（この規定の解釈の射程がよくわからないので、当職がこの規定がよい例として挙げているわけではないことを注記する。表第3 2 参照）、前科による制限の目的を示す形で資格制限の規定を考えることが可能であるし、そのようなより制限的ではない方法を作るべきである。

といったことも検討されるべきである。

また、法改正の前には、復権制度を弾力的、広汎に運用すること、免許や資格を認定する機関が、前科のある人が資格試験に合格し、前科の照会があった場合には、復権に値するものかどうかを法務省が検討する機会を設けることも考え得る。

以 上

第1 公務員、みなし公務員に対する制限（あるいは制限なし）

1 公務員に対する制限

対象	法令名	制限の内容	主務官庁
1 国家公務員	国家公務員法	38① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者※なお、人事院規則で例外を定め得るが、定められていない	人事院
2 外務公務員	外務公務員法	7 国家公務員法38に該当する場合 外務公務員=(1)特命全権大使(大使)(2)特命全権公使(公使)(3)特派大使(4)政府代表(5)全権委員(6)政府代表または全権委員の代理並びに特派大使、政府代表または全権委員の顧問及び随員(7)外務職員。	外務省
3 検察庁法	検察庁法	20Ⅰ 禁錮以上の刑に処せられた者	法務省
4 国会職員	国会職員法	2① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	国会
5 自衛隊員	自衛隊法	38Ⅰ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	防衛省
6 裁判官	裁判所法	46 国家公務員法38に加え、46①で禁錮以上の刑に処せられた者	最高裁
7 裁判所職員	裁判所職員臨時措置法	1 国家公務員法38を準用	最高裁
8 地方公務員	地方公務員法	16① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者※なお、条例で例外を定め得る	総務省
9 地域自治体の区長	市町村の合併の特例に関する法律	24Ⅵ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 H17年度までは旧法	総務省
10 議員等の被選挙権	公職選挙法	11②禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 ③禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く) ④公職にある間に犯した刑法197から197の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律1の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者 ⑤法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者	総務省
11 裁判員	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	14② 禁固以上の刑に処せられた者	最高裁
12 保護司	保護司法	4① 禁錮以上の刑に処せられた者	法務省
13 児童委員・民生委員	(民生委員法、児童福祉法)	民生委員は、市町村の民生委員推薦会から社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者として推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて(努力義務)推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。法律上の欠格事由はないが、非行が合った場合の解任の条項などから考えると、前科がある場合には推薦されないものと思われる。児童福祉法16で民生委員は児童委員に充てられる。	厚労省
14 地方公営企業の管理者	地方公営企業法	7の2Ⅱ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	総務省
15 固定資産税評価員	地方税法	426Ⅲ 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過しない者。なお、不動産鑑定業務に携わっていた者がなることが多いようであり、不動産鑑定士の資格制限もかかるか。	総務省

※なお、会計検査官は禁錮以上の刑に処せられたときに失職する旨の規定(会計検査院法7)はあるが、任命の際の資格制限の規定はない

参考 給与受給の差止め

給与受給の差止め	一般職の職員の給与に関する法律	19の6(差し止めることができる)Ⅰ①離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 なお、Ⅲで①禁固以上の刑に処せられなかった場合②不起訴の場合 ③起訴されずに差止めから1年経過した場合には差止め処分を取り消す(例外あり)。	人事院
給与受給の差止め	防衛省の職員の給与等に関する法律	27の8。差止めについては一般職と同様。差止め取消については①無罪になった場合 ②無罪、禁固の場合を除き判決確定または不起訴から6月経過 ③起訴されずに差止めから1年経過	人事院
退職金受給の差止め	国家公務員退職手当法	13(差し止める)Ⅰ①職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 ②退職をした者に対し当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。Ⅴで差止め取消につき、①無罪になった場合 ②無罪と禁固以上の刑を除いた判決確定または不起訴から6月経過 ③起訴されずに差止めから1年経過	人事院

※みなし公務員については全てを網羅していない

2 みなし公務員について制限があるもの

1 公証人	公証人法	14①禁錮以上に刑に処せられた者。但し2年以下の禁錮に処せられた者で、かつ刑の執行を終り又は其の執行を受けることがなくなった者はこの限りではない	法務省
2 郵便認証司	郵便法	60①日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便切手類販売所等に関する法律、簡易郵便局法、お年玉付郵便書等に関する法律、郵便物運送委託法、郵便切手類模造等取締法又は民間事業者による信書の送達に関する法律の各法に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 なお、郵便認証司は 内容証明の取扱いに係る認証、特別送達の取扱いに係る認証をする。	総務省
3 指定自動車教習所の修了検定及び卒業検定の技能検定員	道路交通法	99の2Ⅲでみなし公務員。同条Ⅳで資格の該当がない場合としてハ 117の2の2②の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 ②自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2～6までの罪又はこの法律に規定する罪(117の2の2②の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	総務省

4	東京オリンピックパラリンピック競技大会組織委員会の役員	東京オリンピック・パラリンピック特別措置法	28でみなし公務員。事実上、公務員が出向することが前提となっている。本部は独立行政法人扱いなので、役員には事実上制限はないのではないかと。	文科省
5	無線設備の点検に用いる測定器の校正の業務に従事する指定校正機関の役員等	電波法	102の18Xでみなし公務員。同条VIで同法違反についての資格制限。①この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。③法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。	総務省
6	指定居宅介護支援事業者等若しくはその職員または介護専門員	介護保険法	28VIIIでみなし公務員。介護専門員は同法69の2②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者の制限。居宅サービス事業者について同法70II④申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。⑤申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。⑥の2申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。⑩の2申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。職員についての制限は不見当。	厚労省
7	公共サービス実施民間事業者（法人である場合はその役員）もしくはその職員	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	25IIでみなし公務員。同条10に事業者の欠格事由があり、③禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ⑦法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの。職員についての制限は不見当。	内閣府・各主務官庁
8	地方公共団体の外部監査制度による監査の事務を行う外部監査人及び外部監査人補助者	地方自治法	252の31V、VIIで監査事務、補助事務についてみなし公務員。外部監査人について、弁護士、公認会計士を選任する場合と地方公共団体会計事務について者のうち政令で定める者を選任できる。地方自治法252の28III①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者とは外部監査契約が締結できない	総務省

3 制限がないもの

1	都道府県風俗環境浄化協会の役員	風俗営業法	39VIで、風俗営業の営業所の調査業務を行うみなし公務員。（公財）全国防犯協会連合会（警察の天下り団体といつてもよい）等が委託を受けているが、（公財）役員は資格制限がかかるものと思われる	総務省
2	遊技機の指定試験機関の役員	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	20VIIでみなし公務員。Vで一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を通正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者、とあるので、一社、一財の役員に関する資格制限は受ける	総務省
3	駐車監視員	道路交通法	51の12でみなし公務員。駐車監視員自身への制限は不見当	総務省
	c f 放置車両の確認事務の委託法人の役員	道路交通法	51の8②役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	総務省
4	日本司法支援センターの役員	総合法律支援法	28でみなし公務員であるが、資格制限の規定は不見当。独立行政法人の通則を見ても、役員についての資格制限は公務員であることと利害関係のないことしか記載がない。	法務省
5	国立大学法人の役員	国立大学法人法	19でみなし公務員。役員は大学からの推薦で文科大臣の承認を得る。欠格条項は不見当。	文科省
6	軽自動車検査協会の役員	道路運送車両法	94の7でみなし公務員。協会は一社なので役員にはその制限はかかるが、職員には欠格事由は不見当。	国交省
7	自動車検査員	道路運送車両法	94の7でみなし公務員。指定整備事業者には制限あり。同条80②イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの。 ※整備士等がさらに研修を受けて登録し、自動車検査員になる。登録拒否についての情報、研修の修了以外の制限は不見当。なお、研修を受けないとただの工員で、整備士等とは名乗れない。整備士については少年院、刑務所の人気の資格であることは周知のとおり。	国交省
8	日本年金機構の役員	日本年金機構法	20でみなし公務員。資格制限の規定は政府または地方公共団体の職員であることのみ。	厚労省
9	国民年金基金、同連合会の役員	国民年金法	126、137の13VIでみなし公務員。資格制限の規定は不見当。	厚労省
10	独立行政法人国立病院機構の役員	独立行政法人国立病院機構法	14でみなし公務員。独立行政法人通則法22の規定と国立病院機構法10、11以外に欠格事由は不見当	厚労省
11	一般地方独立行政法人の役員	地方独立行政法人法	58でみなし公務員。前科による欠格事由は不見当。	総務省
12	技能検定委員	職業能力開発促進法	職業能力開発促進法の民間の指定認定機関が技能士資格を認定する場合、その資格を認定する者はみなし公務員となる。事実上、認定機関はNPO法人、社団法人なのでその役員については一定の資格制限があるが、その従業員として検定を行う者についての資格制限は不見当。ただし、職業訓練指導員については懲役以上の刑での資格制限あり	厚労省

公務員ではないが、公務、公務の色彩が強いものを司るもの

検察審査員、補助員	検察審査会法	5①一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者	最高裁
人権擁護委員	人権擁護委員法	7①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 なお、同法5で国家公務員法の適用除外が定められている	法務省

国家公安委員会委員	公安審査委員会設置法	7②禁錮以上の刑に処せられたとき。	総務省
公安委員会委員	警察法	(委員となることができない) 39 II ②禁錮以上の刑に処せられた者	総務省
地方公営企業の管理者	地方公営企業法	7の2 II ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	総務省
日本ユネスコ委員会委員	ユネスコ活動に関する法律	11②で禁錮以上の刑に処せられた場合には 解任事由	外務省
社会保険審査会の委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	24②で禁固以上の刑に処せられた場合には 罷免事由	厚労省

国家試験により得られる資格と前科

参照 レポートとの関係でとくに教育関係を抜き出したもの

禁固以上の罪で資格を得られないものとそうでないものがある教育・保育関係

教育職員	教育職員免許法5	5④禁錮以上の刑に処せられた者 校長、教頭については学校教育法9①禁錮以上の刑に処せられた者 なお、同法10①により、上記該当の場合には教員免許は失効し、執行猶予付判決でも失職を免れず、弁護士等と異なり、免許の復活が困難 教育職員=学校教育法1に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2Ⅷに規定する幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう	文科省
学校図書館司書教諭(同)	教育職員免許法5	教諭、指導教諭、主幹教諭がつかうことができる資格なので上記と同じ。 ※ これに対して学校司書は学校図書館の事務職員なので上記とは異なる。とくに資格の制限はない。	文科省
幼稚園の園長		教諭免許、教育経験が必要なので事実上資格制限がかかる。保育園の園長については格段資格の定めがない。認定子ども園の園長については、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力が必要とされている。(幼稚園は文科省が主管するが、認定こども園については内閣府・厚労省も)	文科省・ 内閣府・ 厚労省
社会教育主事		教育公務員特例法2に基づく社会教育の専門職員なので地方公務員法が適用。2020年以降施行された教育課程に基づく社会教育主事課程または社会教育主事の講習において必要な単位を取得した者は社会教育士(単位取得のみが要件)	文科省
私立学校の役員	私立学校法	38Ⅷ①学校教育法9各号に該当する者	文科省
保育士		児童福祉法18の5②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ③児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	厚労省

第2 国家試験により得られる資格（一部Sheet4に入っているか。）

1 罰金以上の刑とするもの（全て「免許を与えないことがある」）

1	獣医師+B3:E16	獣医師法	5③罰金以上の刑に処せられた者	農水省
2	医師	医師法	4③罰金以上の刑に処せられた者 ④前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者	厚労省
3	保健師・助産師・看護師・准看護師	保健師助産師看護師法	9①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
4	歯科医師	歯科医師法	4③罰金以上の刑に処せられた者 ④前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者	厚労省
	歯科衛生士	歯科衛生士法	4①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
5	義肢装具士	義肢装具士法	4①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、義肢装具士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
6	臨床工学技士	臨床工学技士法	4①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、臨床工学技士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
7	理学療法士・作業療法士	理学療法士及び作業療法士法	4①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
8	言語聴覚士	言語聴覚士法	4①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、言語聴覚士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
9	視能訓練士	視能訓練士法	4①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、視能訓練士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
10	救急救命士	救急救命士法	4 ①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、救急救命士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
11	薬剤師	薬剤師法	5③罰金以上の刑に処せられた者 ④前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
12	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	3 ③罰金以上の刑に処せられた者 ④前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
13	柔道整復師	柔道整復師法	4 ③罰金以上の刑に処せられた者 ④前号に該当する者を除くほか、柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
14	栄養士・管理栄養士	栄養師法	3 ①罰金以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	厚労省
15	調理師	調理師法	4 の2 ②罰金以上の刑に処せられた者	厚労省

2 禁固以上の刑に処せられた者とするもの なお、資格の関連法の罰金については太線

1	弁護士	弁護士法	7① 禁固以上の刑に処せられた者	法務省
2	外国法事務弁護士	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	8 が弁護士法7を準用しているだけでなく、10②イ 禁固以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者も欠格事由	法務省
3	弁理士	弁理士法	8①禁固以上の刑に処せられた者 ②前号に該当する者を除くほか、78から81まで若しくは81の3の罪、特許法196から198まで若しくは200の罪、実用新案法56から58まで若しくは60の罪、意匠法69条から71まで若しくは73の罪又は商標法第78条から第80条まで若しくは同法附則第28の罪を犯し、 罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ③前二号に該当する者を除くほか、関税法108の4Ⅱ（同法69の2Ⅰ③④に係る部分に限る。以下この号において同じ）、Ⅲ（同法108の4Ⅱに係る部分に限る）若しくはⅤ（同法69の2Ⅰ③④に係る部分に限る）、109Ⅱ（同法69の11Ⅰ⑨⑩に係る部分に限る。以下この号において同じ）、Ⅲ（同法109Ⅱに係る部分に限る）若しくはⅤ（同法69の11Ⅰ⑨⑩に係る部分に限る）若しくは1112Ⅰ（同法108の4Ⅱ及び109Ⅱに係る部分に限る）の罪、著作権法109から122までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律51Ⅰ若しくは52の罪又は不正競争防止法21Ⅰ、Ⅱ①から⑤まで若しくは⑦（同法18Ⅰに係る部分を除く）、Ⅲ若しくはⅣの罪を犯し、 罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	経産省
4	教育職員	教育職員免許法	5④禁固以上の刑に処せられた者 校長、教頭については学校教育法9①禁固以上の刑に処せられた者。なお10Ⅰ①により、上記該当の場合には教員免許は失効し、執行猶予付判決でも失職を免れず、弁護士等と異なり、免許の復活が困難（なお、教育職員の定義についてはSheet2参照）	文科省
5	職業訓練指導員	職業能力開発促進法	28Ⅴ②禁固以上の刑に処せられた者	厚労省
6	競艇選手	モーターボート競争法	同法に基づく資格。法律の条文には明示されていないが、募集要項の欠格事由に禁固以上の刑に処せられた者及びモーターボート競走法に違反して罰金以上の刑に処せられた者（略）の記載あり	国交省
7	騎手・調教師	競馬法	同法に基づく資格。同法施行規則2 2②禁固以上の刑に処せられた者 ③同法、日本中央競馬会法、自動車競技法、小型自動車競技法又はモーターボート競争法の規定に反して 罰金の刑に処せられた者 の欠格。地方競馬についても、上記を準用。	農水省
8	オートレース選手	小型自動車競争法	小型自動車競争法に基づく資格。募集要項の欠格事由に 禁固以上の刑に処せられた者、小型自動車競争法の規定に違反して 罰金の刑に処せられた者 の記載あり。	経産省
9	競輪選手	自転車競走法	自転車競走法6に基づく資格。競輪審判員、選手及び自動車登録規則16②懲役以上の刑に処せられた者 ③自転車競技法、小型自動車競争法、競馬法、日本中央競馬会法及びモーターボート競争法の規定に違反して 罰金以上の刑に処せられた者 には応募資格がない	経産省
10	航空工場検査員	航空機製造事業法	航空機製造事業法16でおかれ、施行令で事務区分、大臣からの指名の欠格事由として施行規則39②法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者（前号に該当する者を除く。）	国交省

11	建築士（一級、二級、木造）※「 禁錮以上の刑 」は相対的欠格事由	建築士法	7（絶対的欠格事由）②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 五年 を経過しない者 ③この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 五年 を経過しない者 8（相対的欠格事由）①禁錮以上の刑に処せられた者（前条第二号に該当する者を除く。） ②この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して 罰金の刑に処せられた者 （前条第三号に該当する者を除く。）	国交省
----	---	------	--	-----

3 禁錮以上の刑に処せられてから5年の経過を必要とするもの なお、資格の関連法の有罪については太線

水先人	水先法6	②禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの。 身体検査+学術試験	国交省
建築基準適合判定資格者	建築基準法	右の登録について同法77の59②禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により 刑に処せられ 、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	国交省

4 資格の関連法の禁固以上の刑に処せられてからは5年、他の禁錮以上の刑に処せられてから3年の経過を必要とするもの

公認会計士・外国公認会計士	公認会計士法	4②この法律若しくは金融商品取引法197～198までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律233Ⅰ（③に係る部分に限る）の罪、保険業法328Ⅰ（③に係る部分に限る）の罪、資産の流動化に関する法律308Ⅰ（③に係る部分に限る）の罪若しくは会社法967Ⅰ（③に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから5年を経過しないもの ③禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの。 ※外国公認会計士についてもこの適用。	内閣府
---------------	--------	--	-----

5 禁固以上の刑に処せられてから3年の経過を必要とするもの なお、資格の関連法の罰金については太線

1	司法書士	司法書士法	5①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者	法務省
2	土地家屋調査士	土地家屋調査士法	5①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者	法務省
3	行政書士	行政書士法	2の2③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者	総務省
4	社会保険労務士	社会保険労務士法	5④この法律又は労働社会保険諸法令の規定により 罰金以上の刑 に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しないもの ⑤前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しないもの	厚労省
5	不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律	16④禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの	国交省
6	中小企業診断士	中小企業診断士の登録及び試験に関する規則	5④禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの	経産省

6 禁固以上の刑に処せられてから2年の経過を必要とするもの なお、資格の関連法の罰金については太線

1	公認心理師	公認心理師法	3②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 ③この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、 罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 c f 民間資格である臨床心理士など、民間の心理資格は多く名乗ることに制限がない	厚労省
2	保育士	児童福祉法	18の5②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 ③児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者	厚労省
3	マンション管理士	マンションの管理適正化の推進に関する法律	30①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ②この法律の規定により 罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	国交省
4	建築設備士	建築士法	（免許が与えられない）建築士法施行規則第17条の18の規定に基づき国土交通大臣が定める要件（平成13年国土交通省告示第420号）で、②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 ③建築物の建築に関し罪を犯して 罰金以上の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。 建築設備（空調・換気、給排水衛生、電気等）の高度化・複雑化などにより、建築設備に係る設計・工事監理を建築士が行うにあたり、建築士から求められた場合に適切に助言する資格（建築士法2Ⅴ）。	国交省
5	労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント	労働安全衛生法	84Ⅱ②この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、 罰金以上の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 ③この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者	厚労省
7	技術士	技術士法	3②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者。 なお、「技術士」とは、同法32Ⅰの登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれらに関する指導の業務を行う者をいう。「技術士補」とは、技術士となるのに必要な技能を修習するため、同条Ⅱの登録を受け、技術士補の名称を用いて、技術士を補助する者を言う。	文科省
8	マンション管理業務主任	マンションの管理適正化の推進に関する法律	59②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ③この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	国交省
9	情報安全確保支援士	情報処理の促進に関する法律	8②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 ③この法律の規定その他情報処理に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、 罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	経産省

10	海事代理士	海事代理士法	3②禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの	国交省
----	-------	--------	---	-----

7 禁固以上の刑に処せられてから1年を必要とするもの

検数人・鑑定人・検数人	港湾運送事業法	船積貨物の積み込み・陸揚げの際に、貨物の重量・容積、積込方法、あるいは数量について確認する職務。同法7条の2で、1年以上の懲役又は禁錮刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から1年を経過しない者には受講資格がない	国交省
-------------	---------	--	-----

8 国家試験資格に関連する「法律違反」とのみ規定するもの

1	歯科技工士	歯科技工士法	4（免許を与えないことがある）①歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者	厚労省
2	臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律	4（免許を与えないことがある）③臨床検査技師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者	厚労省
3	臨床放射線技師	臨床放射線技師法	4（免許を与えないことがある）②臨床放射線技師の業務に関し犯罪または不正の行為があつた者	厚労省
4	診療放射線技師	診療放射線技師法	3（免許を与えないことがある）②診療放射線技師の業務に関して犯罪又は不正の行為があつた者	厚労省

9 資格の関連法違反での罰金以上の刑の執行から5年以上を必要とするもの

運行管理者	道路運送法、貨物自動車運送事業法	23の2（運行管理者資格証交付を行わないことができる）Ⅱ②この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	国交省
-------	------------------	--	-----

10 資格の関連法違反で禁固以上の刑から5年以上を必要とするもの

税理士	税理士法	4③国税（特別法人事業税を除く。以下この条、24、36、41の3及び46において同じ。）若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの ④国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税通則法、関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは地方税法の規定により通告処分を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの ⑤国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しないもの	財務省
-----	------	---	-----

11 資格の関連法違反での罰金以上の刑の執行から3年以上を必要とするもの

毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法8	8Ⅱ④毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	厚労省
-----------	------------	---	-----

12 資格の関連法違反での罰金以上の刑の執行から2年以上を必要とするもの

1	無線従事者	電波法	42①同法第9章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ※総合無線通信士、海上無線通信士、海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、陸上無線技術士、陸上特殊無線技士、アマチュア無線技士	総務省
2	電気通信主任技術者	電気通信事業法	6（資格者証を交付しないことがある）①電気通信事業法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者	総務省
3	工事担任者	電気通信事業法	73（資格者証を交付しないことがある）①電気通信事業法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ※伝送路設備への端末接続、配線工事を行い、監督する資格	総務省
4	放射線取扱主任者	放射性同位元素等の規制に関する法律	35Ⅴ②この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者（放射線障害防止法）に基づく国家資格の一つである。試験は公益財団法人原子力安全技術センターが実施し、免状の交付は受講者が選択した登録資格講習機関（複数）が実施する資格講習を修了（修了試験がある）した者の申請により、原子力規制委員会が行う。	文科省
5	作業環境測定士	作業環境測定士法	6③作業環境測定法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者	厚労省
6	給水装置工事主任技術者	水道法	25の3③（以下に該当しない者には許可）ハこの法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ハ法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの	厚労省
7	建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	7Ⅱ（免許を交付しないことができる）②この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者。なお、この資格を持つ者が一定の講習を受けると統括管理者等の資格がとれる。	厚労省
8	高圧ガス製造保安責任者・高圧ガス販売主任者	高圧ガス保安法	29①で大臣からの免状を得るが、④（免状交付を行わないことができる）②この法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 事業者はこの資格者から、保安統括者、高圧ガス製造保安係員を選任する	経産省
9	ガス主任技術者	ガス事業法	26Ⅳ（免状交付を行わないことができる）②この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	経産省
10	液化石油ガス設備士	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	38の15①この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	経産省
11	火薬類製造保安責任者・火薬類取扱保安責任者	火薬類取締法	31Ⅳ（免状交付を行わないことができる）この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、2年を経過していない者	経産省
12	核燃料取扱主任者	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	22の3Ⅱ②この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者	環境省

13	原子炉主任技術者	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	41Ⅱ②この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、2年を経過していない者（免状は、環境省原子力規制委員会が主管する）	環境省
14	電気主任技術者・ダム水路主任技術者・ボイラータービン主任技術者	電気事業法	44Ⅲ（免許交付を行わないことができる）②この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	経産省
15	電気工事士	電気工事士法	4Ⅴ②この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	経産省
16	公害防止管理者	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	8の3Ⅱイ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	経産省
17	宅地建物取引士	宅地建物取引業法	17の4①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	国土省
18	測量士・測量士補	測量法	51の3（登録を受けられない）①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	国土省
19	浄化槽設備士	浄化槽法	42Ⅱ（免許を交付を行わないことができる）②この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	国土省
20	浄化槽管理士	浄化槽法	45Ⅱ（免許交付を行わないことができる）②この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	環境省
6	気象予報士	気象業務法	24の21①この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	国土省
11	通関士	通関業法	31Ⅱ①同法6①～⑨に該当する者 ②通関業法Ⅱ同法6④イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から2年を経過しないもの	財務省
	家畜人工授精師	家畜改良増殖法	19Ⅰ（与えない）この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 同項Ⅱ（与えないことができる）③家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、 罰金以上の刑に処せられた者（前項に規定する者を除く。） ④四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項に規定する者を除く。）	同 農水省

※家畜人工授精師は（与えないことができる）の範囲が広いのでこれよりも重い類型にすべきだったか

13 資格の関連法違反での罰金以上の刑の執行から2年以上を必要とするもの

計量士	計量法122Ⅲ	①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	経産省
-----	---------	---	-----

14 国家試験による資格であるが前科による資格制限のないもの

1	消防設備士	消防法	17の6①で甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状の2種があること、②で甲種消防設備士が行うことができる工事又は乙種消防設備士が行うことができる整備の種類は、総務省令で定めることとされている。同法に基づく試験は試験は総務大臣指定試験機関の一般財団法人消防試験研究センター（中央試験センター及び46道府県支部）が都道府県知事の委託を受け実施。	総務省
2	危険物取扱者	消防法	13の2①で甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状の3種があること、②で危険物取扱者が取り扱うことができる危険物及び甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がその取扱作業に関して立ち会うことができる危険物の種類は総務省令で定めることとされている。同法に基づく国家試験として、都道府県知事から委託を受けた各都道府県の消防試験研究センター支部（東京都は中央試験センター）が実施。刑務所、少年院での資格取得あり。	総務省
3	理容師	美容師法	一定の教育を受けて試験に合格することが必要。精神の障害で業務に堪えないときは免許を与えないことがある	厚労省
4	美容師	理容師法	美容師と同様	厚労省
5	クリーニング師	クリーニング業法	同法6で知事が試験に合格した者に与えらる	厚労省
6	製薬衛生師	製薬衛生士法	同法による資格。試験に合格の必要	厚労省
7	エネルギー管理士	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	同法51エネルギー管理士試験に合格またはエネルギー管理認定研修を修了して免状の交付を受ける。現在は国家試験のみによる資格。規定以上のエネルギーを使用する工場では、この資格者を法律で定める人数置かなければならない	経産省
8	公害防止管理者・公害防止主任管理者	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	同法に根拠。国家試験または認定講習の受講で資格がとれる	経産省
9	砂利採取業務主任者	砂利採取法	同法14でおかれ、15以下で試験について定め	国土省
10	情報処理技術者	情報処理の促進に関する法律		経産省
11	建築施工管理技士	建築業法	27の2に基づく資格。学歴と実務経験でなれる他、国家試験 = 職業能力開発促進法による技能検定に合格した者がなれる	国土省
12	土木管理技士		公共工事で必置となる主任技術者や監理技術者になるために必須の資格。1級と2級があり、試験の合格が必要	国土省
13	管工事施工管理技士		学歴と実務経験でなれる他、国家試験 = 職業能力開発促進法による技能検定に合格した者がなれる	国土省
14	電気工事施工管理技士		同上	国土省
15	建設機械施工技士		同上	国土省
16	造園施行管理技士		同上	国土省
17	自動車整備士	自動車運送車両法	検定試験に合格した者がなれる。1～3級、自動車、ジーゼル、二輪車等に分かれる。	国土省
18	船舶に乗り込む衛生管理者	船員法	同法に根拠、学歴・職歴と実務経験でなれるほか、試験の合格や講習修了でなれる。	国土省

19	船舶料理士	船員法	近海や遠洋を航行区域とする総トン数1000トン以上の船舶、第3種従業制限のある総トン数1000トン以上の漁船における調理業務は船舶料理士が担当する。登録試験を受ける。調理師、栄養士等は認定のみでなれる。	国交省
20	海技士・小型船舶操縦士	船舶職員及び小型船舶操縦者法	4による資格。海技士は航海、機関、通信、電子通信に分かれる。なお、水先案内人は海技士の経験が必要	国交省
21	土地区画整理士	土地区画整理法	同法に基づく資格。検定試験合格で資格がとれるようである	国交省
22	特殊建物調査員・昇降機等検査員・建築設備検査員	建築基準法	同法12の調査を行う者。国家試験合格か、消防実務、建築実務経験で。	国交省
23	有害液体汚染防止管理者	海洋汚染および海上災害の防止に関する法律	根拠法は海洋汚染および海上災害の防止に関する法律。受験資格の制限はなく、認定書交付には実務経験を求める	環境省
24	運航管理者（航空・海上）	航空法・海上運送法及び内航海運業法	航空法77（航空）、海上運送法及び内航海運業法（海上）に基づく資格。一定の職務経験がある者が試験を受験する	国交省
25	臭気判定士	悪臭防止法	試験と嗅覚検査で資格が得られる	環境省
26	社会教育士	学校教育法	単位取得のみが要件。ただし、教育公務員になる場合、事実上制限がかかる	文科省
27	旅行業務取扱管理者	旅行業法	11の2で旅行業者が置くことを義務づけ。受験資格に制限なし	国交省
30	土地改良換地士	土地改良法	土地改良法に基づく資格。土地改良法施行規則43の2の3に試験について定める。欠格条項については不見当。なお、土地改良については土地改良専門技術者の資格もあるが、公務員、農業部門の技術士、土地改良換地士のような有資格社から選ばれる。	国交省
	旅行業務取扱管理者	旅行業法	11の2で旅行業者が置くことを義務づけ。受験資格に制限なし	国交省
	技能士	職業能力開発促進法	職業能力開発促進法に基づく技能検定。多職種がある。都道府県が試験を実施するものが111種類（園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、機械検査、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プリプレス、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、みぞ製造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾） 指定試験機関によるものが39（ウェブデザイン、キャリアコンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャルプランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、プライダルコーディネイト、接客販売、着付け、ホテル。マネージメント、レストランサービス、フィットネスマネージメント、ビル設備管理、機械保全、情報配線施工、ガラス用フィルム施工、調理、ビルクリーニング、ハウスクリーニング）	厚労省

第3 第2の他、免許・資格・許可等で前科による資格制限を伴うもの（条文の引用は法人に対するものを含んでいるものがある）

1 禁錮以上の刑を処された場合の制限があるもの（関連法の罰金は太字）

(1) 登録要件

(競馬の)馬主	競馬法	施行規則15（登録拒否事由）②禁錮以上の刑に処せられた者 ③同法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者	農労省
---------	-----	--	-----

(2) 所持の免許・許可

大麻取扱者	大麻取締法	免許を与えない場合について大麻取締法5Ⅱ②禁錮以上の刑に処せられた者	厚労省
-------	-------	------------------------------------	-----

(3) 紛争解決の委員等

1 建築審査会委員	建築基準法	80Ⅱ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	国交省
2 民事・家事調停委員	民事調停委員及び家事調停委員規則	2①禁錮以上の刑に処せられた者	最高裁
3 労働委員会委員	労働組合法	19の4禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。	厚労省
4 海区漁業調整委員会の委員	漁業法	138Ⅳ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（委員となることができない）	農水省
5 農業委員会の委員	農業委員会等に関する法律	8Ⅳ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	農水省

(4) 事業の許可

1 指定障害児通所支援事業者	児童福祉法	21の5の15Ⅲ④申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。⑤申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。⑤の2申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。⑩法人のとき役員が上記に当たる場合も。特定障害者相談支援事業者の24の28②がこれを準用	厚労省
2 家庭的保育事業者	児童福祉法	34の15Ⅲイ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	厚労省
3 児童福祉施設	児童福祉法	35Ⅴ④イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。ハ申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	厚労省
4 古物商及び古物市場主（総務省警察）	古物営業法	4Ⅳ②禁錮以上の刑に処せられ、又は31に規定する罪若しくは刑法235、247、254若しくは256Ⅱに規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのない日（起算して五年を経過しない者）⑩法人で、その役員のうち第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの	総務省
5 日本放送協会経営委員	放送法	31Ⅲ①禁錮以上の刑に処せられた者	総務省
6 医療扶助を行う病院、診療所、薬局	生活保護法	49の2Ⅱ②申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。⑨当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。 ※医療扶助の担当機関を厚労大臣、都道府県知事が指定する	厚労省
7 扶助で行う介護機関	生活保護法	54の2⑤が49の2Ⅱの読み替えについて規定	厚労省
8 扶助を行う助産機関、施術機関（あん摩・マッサージ、はり、きゅう、柔道整復院）	生活保護法	55Ⅱが49のⅡの読み替えについて規定	厚労省
9 港湾運営会社	港湾法	（港湾運営会社の指定をしない）43の11Ⅶ②役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者があること。	国交省

(5) 出入国・受給の権利等

1 年金である恩給受給の権利	年金法	9②死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ	総務省
2 障害年金の受給	戦傷病者戦没者遺族等援護法	（支給停止）15Ⅰ 障害年金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。Ⅱ 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。Ⅲ 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。ⅣⅡの規定は、前項ただし書の場合に準用する。	総務省

3	遺族年金・遺族給与金、 弔慰金の受給	戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族年金、遺族給与金について、33 15及び16の規定は、遺族年金又は遺族給与金の支給に準用する。弔慰金については38③禁錮以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（ 刑の執行猶予中の遺族を除く ）	総務省
4	旅券の取得	旅券法	13②死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④23の規定により刑に処せられた者 ⑤旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を行使し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法155Ⅰ又は158の規定により刑に処せられた者	外務省
c f	入国拒否・退去命令	出入国の管理及び難民認定法律	上陸拒否 5④日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、 一年以上の懲役若しくは禁錮 又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。⑤麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者 ⑥の2 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの ⑨の二 別表第一の上欄の在留資格をもって本邦に在留している間に刑法第二編第12章、第16章から第19章まで、第23章、第26章、第27章、第31章、第33章、第36章、第37章若しくは第39章の罪、暴力行為等処罰に関する法律1、1の2若しくは1の3（刑法222又は261に係る部分を除く）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律15若しくは16の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2若しくは6Ⅰの罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外に在る間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの 強制退去事由 24Ⅳニ 旅券法23Ⅰ（⑥を除く）からⅢまでの罪により刑に処せられた者 ホ 74から74の6の3まで又は74の8罪により刑に処せられた者 ヘ 73の罪により禁錮以上の刑に処せられた者 ト少年法に規定する少年で昭和26年11月1日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの チ昭和26年11月1日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律又は刑法第二編第14章の規定に違反して有罪の判決を受けた者 リニからチまでに掲げる者のほか、昭和26年11月1日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以上のものを除く。又 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他	法務省

2 罰金以上の刑に処せられてから5年だが、法律全般ではなく要件を限定するもの

	衛星リモートセンシング 記録を取り扱う者	衛星衛生リモートセンシング 記録の適正な取扱いの確保に 関する法律	（認定を受けられない）20Ⅲ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	内閣府
--	-------------------------	---	--	-----

3 禁錮以上の刑の執行から5年の制限があるもの

(1) 就労制限

	警備員	警備業法	同法14①18歳未満の者または3①～⑦に該当する者は警備員となつてはならない ②警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。	総務省
--	-----	------	---	-----

(2) 所持の免許・許可

1	二種病原体等の所持	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	（許可しない）56の7③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ④この法律、狂犬病予防法若しくは検疫法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	厚労省
2	家畜伝染病の病原体の所持	家畜伝染病予防法	（許可しない）46の6③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ④この法律、狂犬病予防法、検疫法、若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	厚労省
3	銃刀所持免許	銃砲刀剣類所持等取締法	5②禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの ③この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分違反し、又は火薬類取締法50の2Ⅰの規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの ④次条Ⅱ②又は③に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの（前号に該当する者を除く） ⑤ストーカー行為等の規制等に関する法律2Ⅲに規定するストーカー行為をし、同法4Ⅰの規定による警告を受け、又は同法5Ⅰの規定による命令若しくは同条Ⅸの規定によるその延長の処分を受けた日から起算して三年を経過していない者 ⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律10Ⅰの規定（同法28の2において読み替えて準用する場合を含む）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者	総務省

(3) 紛争解決の委員・機関等 関連する法律に反した場合に罰金があるものは大字

1	建築工事紛争審議会の委員	建築業法	25の4②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	国土省
2	独立行政法人国民生活センターの紛争解決委員	独立行政法人国民生活センター法	13Ⅱ②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	内閣府

3	民間紛争解決手段の業務者	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	業務認証について7④禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ⑤この法律又は弁護士法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない ⑥法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの	法務省
4	紛争解決等業務を行う者	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	指定を受けられない場合として、12の23この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、 罰金の刑 （相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと ④役員の中に、次のいずれかに該当する者がいないこと。ハ 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ホこの法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	財務省
5	無尽についての指定紛争解決等を行う法人（役員）	無尽業法	35の2④役員の中に、次のいずれかに該当する者がいないこと。ハ 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	財務省

(4) 資格判定者・監督団体・支援組織等 関連する法律に反した場合に罰金があるものは太字

1	建築基準適合判定資格者	建築基準法	右の登録について建築基準法77の59②禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	国交省
2	外国人技能実習生の技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人の監理団体（役員）	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律26	26（機関の認可）が1で10②に該当する者、役員についてVイに10①③に該当する者がある場合（10（技能実習計画の認定）①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ②この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、 罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法50（②に係る部分に限る。）及び52の規定を除く。）により、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、 罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ④健康保険法208、213の2若しくは214Ⅰ、船員保険法156、159若しくは160Ⅰ、労働者災害補償保険法51前段若しくは54Ⅰ（同法51前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法102、103の2若しくは104Ⅰ（同法102又は103の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律46前段若しくは48Ⅰ（同法46前段の規定に係る部分に限る。）、又は雇用保険法83若しくは86（同法83の規定に係る部分に限る。）、の規定により、 罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者）	法務省
3	特定技能所属機関	出入国管理法	23の26①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者など ※中・長期の滞在をする外国人の受け入れ）の登録支援業務を行う者	法務省
4	建築基準法上の指定確認検査機関、指定性能評価機関	建築業法	指定確認検査機関につき77の19③禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 法人について⑩で①～⑨に該当。指定構造計算適合性判定機関について同法77の35の3、指定認定機関で77の37、承認性能評価機関で77の57において77の19③と同様の規定。指定性能評価機関につき77の56Ⅱが77の37を準用。	国交省
5	登録建物エネルギー消費性能判定機関	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	登録について、45③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者。登録建築物エネルギー消費性能評価機関につき同法62①が45①～③を準用。	国交省
6	登録建物エネルギー消費性能判定機関	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	登録について、45③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者。登録建築物エネルギー消費性能評価機関につき同法62①が45①～③を準用。	国交省
7	サ高住の指定登録機関	高齢者の居住の安定確保に関する法律	29③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であって、その役員の中に前各号のいずれかに該当する者があるもの	国交省
8	建築審査会委員	建築基準法	80Ⅱ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	国交省
9	事業者団体の認定	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	（認定を受けられない）13①この法律若しくは30Ⅰの規定により読み替えて適用する職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、又は出入国管理及び難民認定法73の2Ⅰの罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者。法人について役員がイ禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、若しくは刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法73の2Ⅰの罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	国交省
10	指定信用情報機関	割賦販売法	指定できない場合として35の36④役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。ハ 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ※過剰貸付防止のための信用情報提供を行う	経産省

c f 罷免事由として定めるもの

労働保険審査委員会	労働保険審査官及び労働保険審査会法	30 II ②禁錮以上の刑に処せられたとき。	
-----------	-------------------	------------------------	--

(5) 入札資格等

1	官民競争入札への参加	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	10③禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	内閣府
2	PFI事業への応募	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律	9⑥役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人 ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	内閣官房・各主要官庁
3	公共事業の前払金保証事業の登録申請	公共事業の前払金保証事業に関する法律	（登録拒否事由）6④この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しないこと（法人）。 ⑤役員のうちに、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わつた後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十二條第二項の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、かつ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。	国交省

(6) 事業の許可等

1	警備業	警備業法	3②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 ③最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者	総務省
2	宅地建物取引業者	宅地建物取引業法	5⑤禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者	国交省
3	有料職業紹介所	職業安定法	（許可をしてはならない）32①禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法50（②に係る部分に限る）及び52の規定を除く。）により、若しくは刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法73の2①の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 ②健康保険法208、213の2若しくは214 I、船員保険法156、159若しくは160 I、労働者災害補償保険法51前段若しくは54 I（同法51前段の規定に係る部分に限る）、厚生年金保険法102、103の2若しくは104 I（同法102又は103の2の規定に係る部分に限る）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律46前段若しくは48 I（同法46前段の規定に係る部分に限る）又は雇用保険法83若しくは86（同法83の規定に係る部分に限る）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	厚労省
4	港湾労働者派遣事業	港湾労働法	13①禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定50（②に係る部分に限る）及び52の規定を除く）により、若しくは刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 ②健康保険法208、213の2若しくは214 I、船員保険法156、159若しくは160 I、労働者災害補償保険法51前段若しくは54 I（同法51前段に係る部分に限る）、厚生年金保険法102、103の2若しくは104 I（同法102又は103の2に係る部分に限る）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律46前段若しくは48 I（同法46前段に係る部分に限る）又は雇用保険法83条若しくは86（同法83に係る部分に限る）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	国交省
5	労働者派遣事業者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	（事業許可の欠格事由）6①禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法50（②に係る部分に限る）及び52の規定を除く）により、若しくは刑法第204、206、208、208の2、222若しくは247の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法73の2 I の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 ②健康保険法208、213の2若しくは214 I、船員保険法156、159若しくは160 I、労働者災害補償保険法51前段若しくは54 I（同法51前段の規定に係る部分に限る）、厚生年金保険法102、103の2若しくは104 I（同法102又は103の2の規定に係る部分に限る）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律46前段若しくは48 I（同法46前段の規定に係る部分に限る）又は雇用保険法83若しくは86（同法83の規定に係る部分に限る）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	厚労省
6	船員派遣事業	船員職業安定法	（事業許可の欠格事由）56①禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法50（②に係る部分に限る）及び52の規定を除く）により、若しくは刑法204、206、208、208の2、222条若しくは247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法73の2 I の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 ②健康保険法208、213の2若しくは214 I、船員保険法156、159若しくは160 I、労働者災害補償保険法51前段若しくは54 I（同法51前段の規定に係る部分に限る）、厚生年金保険法102、103の2若しくは104 I（同法102又は103の2の規定に係る部分に限る）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律46前段若しくは48 I（同法46前段の規定に係る部分に限る）又は雇用保険法83若しくは86（同法83の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 ⑦法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの。 しかし、船員職業紹介事業については無償であることを求めているから欠格事由は不見当。	国交省

7	インターネット異性紹介事業者	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	(欠格条項) 8②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法60Ⅰ若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ⑦法人の場合役員が①から⑤に該当する	法務省
8	養子縁組あっせん事業	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	8③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ④この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ⑧法人であって、その役員のうち以前各号のいずれかに該当する者があるもの	法務省
9	サービサー	債権管理回収業に関する特別措置法	(営業許可の除外) 5⑦取締役若しくは執行役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)又は監査役のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社 ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニこの法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ホ 債権の管理又は回収に関し、刑法、暴力行為等処罰に関する法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	法務省
10	不動産特定共同事業	不動産特定共同事業法	6(許可の欠格事由) ⑩役員(業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ロ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法32の3Ⅶ及び32の11Ⅰの規定を除く)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	法務省
11	探偵業者	探偵業の業務の適正化に関する法律	3②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ⑦法人でその役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの	総務省
12	信用購入あっせん業者	割賦販売法	包括信用購入あっせん業者の登録拒否について33の2⑦役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハこの法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法32の3⑦及び32の11Ⅰの規定を除く)に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。少額信用購入あっせん業者につき同法35の2の11⑥、個別信用購入あっせん業者につき同法35の3の26で22の3と同様の規定	経産省
13	空港機能施設事業者	空港法	15Ⅱ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ④法人又は団体であって、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があること。	国土交通省
14	建築業	建築業法	一般建設業について8⑦禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ⑧この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(32の3Ⅶ及び32の11Ⅰの規定を除く)に違反したことにより、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。特定建設業について同法17が上記を準用。	国土交通省
15	住宅宿泊仲介業	住宅宿泊事業法	登録拒否について49④禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、又はこの法律若しくは旅行業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ⑧法人であって、その役員のうち①から⑥までのいずれかに該当する者があるもの	国土交通省
16	旅行業・旅行者代理業	旅行法	6(登録拒否) ②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者 ⑦法人であって、その役員のうち①から④まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの	国土交通省
17	貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法	一般貨物自動車運送事業の許可の欠格事由について5①許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるとき。⑧許可を受けようとする者が法人である場合において、その役員のうち前各号(③を除く)のいずれかに該当する者があるとき。 特定貨物事業者について同法35Ⅳが上記を準用(軽貨物運送事業については届出なので欠格事由なし)	国土交通省
18	港湾運送事業	港湾運送事業法	6Ⅱ(事業の不許可) ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ②この法律、港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ⑤法人であって、その役員のうち以前各号のいずれかに該当する者があるもの	国土交通省
19	一般旅客運送事業	道路運送法	許可の欠格事由として7①許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者であるとき。⑧許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号(③を除く。)のいずれかに該当する者であるとき。	国土交通省

20	港湾運會社（の役員）	港湾法	43の11Ⅷ（指定をしない）②役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者があること。	国交省
21	船員雇用促進事業を行おうとする者（の役員）	船員の雇用の促進に関する特別措置法	7④申請者の役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者がいないこと。	国交省
22	特定外貨埠頭の管理運営を行う者の役員	特定外貨埠頭の管理運営に関する法律	3⑤申請者の役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者がいないこと。	国交省
23	廃棄物処理業者	廃棄物処理法	一般廃棄物処理業者につき、7Ⅳ⑤ハ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法204、208、208の2、222若しくは247、若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。産業廃棄物業者について準用（同法12の7）	環境省
24	使用済自動車解体業・使用済自動車破砕業	営業許可について使用済自動車の再資源化に関する法律	62②ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（32の3Ⅶ及び32の11Ⅰを除く）の規定に違反し、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。 使用済自動車破砕業について同法69が上記に該当しないことを求める。	環境省
25	特定国際種事業者	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	36の6Ⅵ②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ⑤法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの	環境省
26	貸金業者	貸金業法	6④禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ⑤この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第12条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けること	財務省
27	古物商及び古物市場主	古物営業法	4②禁錮以上の刑に処せられ、又は31に規定する罪若しくは刑法235、247、254若しくは256Ⅱに規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのない者 ①法人で、その役員のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの	総務省
28	風俗営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	（許可されない）4②一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 イ 49又は50Ⅰの罪 ロ 刑法174、175、182、185、186、224、225（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）、226、226の2（Ⅲについては、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）、226の3、227Ⅰ（同法224、225、226、226の2又は226の3を犯した者を幫ほう助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）若しくはⅢ（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）又は228（同法第224、225、226、226の2、226の3又は227Ⅰ若しくはⅢに係る部分に限る。）の罪 ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3Ⅰ（⑤又は⑥に係る部分に限る）又は6（Ⅰ②に係る部分に限る）の罪 ニ 売春防止法第二章の罪 ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律4から8までの罪 ヘ 労働基準法117、118Ⅰ（同法6又は第56に係る部分に限る）又は119④（同法61又は62に係る部分に限る）（これらの規定を船員職業安定法又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む）の罪 ト 船員法129（同法85Ⅰ又はⅡに係る部分に限る）又は130（同法86Ⅰに係る部分に限る）（これらの規定を船員職業安定法の規定により適用する場合を含む）の罪 チ 職業安定法63の罪 リ 児童福祉法60Ⅰ又はⅡ（Ⅲ④の3、⑤、⑦又は⑨に係る部分に限る）の罪 ヌ 船員職業安定法111の罪 ル 出入国管理及び難民認定法73の2Ⅰの罪 ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律58の罪 ウ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律108の罪 ①法人でその役員のうちに第一号から第九号までのいずれかに該当する者があるもの	総務省
29	金融商品取引業者	金融商品取引法	（登録ができない場合）29Ⅰハこの法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 Ⅱ役員にハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	財務省

30	外国人技能実習生の技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	10(技能実習計画の認定)①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ②この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法50(②に係る部分に限る)及び52の規定を除く)により、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ④健康保険法208、213の2若しくは214Ⅰ、船員保険法156、159若しくは160Ⅰ、労働者災害補償保険法51前段若しくは54Ⅰ(同法51前段の規定に係る部分に限る)、厚生年金保険法102、103の2若しくは104Ⅰ(同法102又は103の2の規定に係る部分に限る)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律46前段若しくは48Ⅰ(同法46条前段の規定に係る部分に限る)又は雇用保険法83若しくは86(同法83の規定に係る部分に限る)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	法務省
31	著作権等管理業務者	著作権等管理事業法	(登録拒否)6④この法律又は著作権法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人 ⑤役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ホこの法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32の3⑦及び32の11Ⅰの規定を除く)に違反し、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	文科省
32	酒類の製造業者・販売者・販売の代理業者	酒税法	10⑦①免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む)若しくは地方税法の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合 ⑦②2免許の申請者が未成年者飲酒禁止法の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律50Ⅰ④(22Ⅰ⑥(酒類の提供に係る部分に限り、同法31の23(準用)及び32Ⅲにおいて準用する場合を含む)に係る部分に限る。以下この号において同じ)、50Ⅰ⑤(同法28Ⅹ⑤(酒類の提供に係る部分に限り、同法31の3Ⅱの規定により適用する場合を含む。))に係る部分に限る。以下この号において同じ)、50Ⅰ⑧(同法31の13Ⅱ⑥(酒類の提供に係る部分に限る)に係る部分に限る。以下この号において同じ)若しくは56(同法50Ⅰ④、⑤又は⑧に係る部分に限る。))の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法50(②に係る部分に限る)及び52の規定を除く)により、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者である場合 ⑧免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合	財務省
33	廃棄物処理業者	廃棄物処理法	7Ⅴ⑤ハ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 二この法律、浄化槽法その他生活環境の保安を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法204、208、208の2、222若しくは247、若しくは暴力行為等処罰二関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。産業廃棄物業者について準用(同法12の7)	環境省
34	特定国際種事業者	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	36の6Ⅵ②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ⑤法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの	環境省
35	第一種動物取扱業	動物の愛護及び管理に関する法律	12(登録拒否事由)⑤の2禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ⑥この法律の規定、化製場等に関する法律20②(同法9Ⅴにおいて準用する同法7に係る部分に限る。))若しくは③の規定、外国為替及び外国貿易法69の7Ⅰ④(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。))若しくは⑤(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。))、70Ⅰ⑥(同法48Ⅲ又は52の規定に基づく命令の規定による承認(動物の輸出又は輸入に係るものに限る。))に係る部分に限る。以下この号において同じ。))若しくは72Ⅰ③(同法69の7Ⅰ④及び⑤に係る部分に限る。))若しくは⑤(同法70Ⅰ⑥に係る部分に限る。))の規定、狂犬病予防法27①若しくは②の規定、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ⑧法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの。なお、第二種動物取扱業は届出でよい。	環境省
36	長期信用銀行事業	長期信用銀行法	16Ⅷ③この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。※法人 ④役員のうち、次のいずれかに該当する者がなくないこと。ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。))に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	財務省

4 職務に関する法律については罰金以上の刑の執行とし、それ以外の禁錮以上の刑の執行から3年を経過しない前科は情状として考慮するもの
所持等の許可・免許

1	特定化学物質（化学兵器に用いる）の製造者・使用	化学兵器の禁止及び特定物心の規制等に関する法律	(事業許可を受けることができない) 5①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 ③他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者で、その情状が特定物質の製造をする者として不適当なもの。使用の許可について同法11Ⅱで上記を適用。	経産省
2	地雷の所持	対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	6①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 ③他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者で、その情状が対人地雷の所持をする者として不適当なもの ⑤法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの	経産省
3	クラスター弾の所持	クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	6①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 ③他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者で、その情状がクラスター弾等の所持をする者として不適当なもの	経産省
4	人工衛星打ち上げ実施・人工衛星の管理	打ち上げ実施を許可しない場合として人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律	5①この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう）の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 ④法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの。 管理の許可について同法21が同様の定め。	経産省

5 罰金以上の刑の執行から3年の制限があるもの

	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者	麻薬及び向精神薬取締法	3Ⅲ（免許を与えないことができる）②罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 ③前二号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	厚労省
--	--------------------------------------	-------------	---	-----

6 禁固以上の刑の執行から3年の制限があるもの

(1) 職業資格

	登録販売者	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	5（許可を与えないことができる）③ハ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	厚労省
--	-------	---------------------------------	--	-----

(2) 所持・製造等の許可・免許

1	向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者	麻薬及び向精神薬取締法	50Ⅱ②（免許を与えないことができる）ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 ハ イ又はロに該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	厚労省
2	医療品製造許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	13Ⅶ 5③を準用（許可を与えないことができる）（5③ハ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者）	厚労省
3	医療品の保管許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	13の2の2Ⅲ 5③を準用（上同）	厚労省
4	医療機器等の製造の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	23の2の2Ⅳ 5③を準用（上同）	厚労省
5	再生医療品の製造の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	23の2Ⅱ 5③を準用（上同）	厚労省
6	あへん栽培	あへん法	（許可を与えないことができる）14③この法律、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反する罪又は刑法第2編第14章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	厚労省
7	特定毒物研究者	毒物劇物取締法	6の2（許可を与えないことができる）③毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	厚労省
8	火薬類製造業者	火薬類取締法	6②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	経産省

(3) 資格判定等

1	競輪審判員	自転車競技法	6条が根拠の国家資格。競輪審判員、選手及び自動車登録規則9②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者 ③自転車競技法の規定に違反して罰金に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者には応募資格が与えられない（経産省HP）	経産省
2	小型自動車競争審判員	小型自動車競争法	施行規則規則9②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者 ③法の規定に違反して罰金に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者	経産省
3	日本中央競馬会経営委員会委員	日本中央競馬会法	8の7②禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ③この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	農水省

(4) 事業の許可等

1	アルコール製造事業・輸入事業者・販売業者・工業的使用業者	アルコール事業法	製造事業の許可の欠格事由として5④この法律若しくは酒税法の規定により罰金の刑に処せられ、又は酒税法の規定に違反して国税通則法の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しない者 ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ⑤法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの。輸入について同法20が、販売事業について同法25が、アルコールの工業的使用について同法30が、同法5を準用。	財務省
2	薬局開設者	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	5（許可を与えないことができる）③ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	厚労省
3	通関業者	通関業法	6③禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの ④次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む）、国税通則法若しくは地方税法の規定により通告処分を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの イ 関税法第108条の4から第112条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む）の規定 ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定 ⑤この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しないもの	経産省
4	住宅宿泊事業（民泊）	住宅宿泊事業法	欠格事由について4④禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者 ⑦法人であつて、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの	国交省
5	住宅宿泊管理業	住宅宿泊事業法	25④禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者 ⑧法人であつて、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの	国交省
6	旅館業	旅館業法	3Ⅱ（許可を与えないことができる）③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 ⑦法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの	国交省
7	質屋営業法	質屋営業法	3（営業を許可してはならない）①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者 ⑨次のいずれかに該当する管理者を置く者 イ ①から③まで又は⑤から⑦までのいずれかに該当する者 ⑩法人である場合においては、その業務を行う役員のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者がある者	総務省
8	第三者型発行者（ブリードカード、電子マネー等）	第三者型発行者の登録拒否につき資金決済に関する法律	10⑧この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号ニにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人 ⑨役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人 ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 ニ この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者（自家発行型の場合は届出）	財務省
9	投資顧問業者	商品投資に係る事業の規制に関する法律	6Ⅱ③この法律、金融商品取引法、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない会社 ④取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社 ハ 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 ニ 前号に規定する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくはは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者	財務省
10	義務教育の教科書図書発行者	義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律	（発行者の指定の例外）18①ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科書用図書の採択に関し刑法198若しくは213の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3Ⅰ（同項⑩に係る部分に限る）若しくは同条Ⅱ（同条Ⅰ⑩に係る部分に限る）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律4の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者 ②法人で、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの	文科省
11	港湾運送事業	港湾運送事業法	6Ⅱ（事業の不許可）①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ②この法律、港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ⑤法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの	国交省

7 禁固以上の刑の執行から2年の制限があるもの

(1) 資格認定要件

1	耐空検査員	航空法	航空機の強度を検査する。大臣からの認定。規則16の6③禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	国交省
---	-------	-----	---	-----

2	行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を行う者	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	44の6④禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者	総務省
3	独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して事業に関する提案を行う者	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	44の6④禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報の保護に関する法律、若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑦法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	総務省

(2) 所持・使用等の許可、免許

	放射性同位元素の使用の許可	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	5②この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、二年を経過していない者 ④法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	経産省
--	---------------	---------------------------	---	-----

(3) 資格判定者、監督団体、支援組織等

1	登録建物エネルギー消費性能判定機関	登録について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	45③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者。登録建築物エネルギー消費性能評価機関につき同法62①が45①～③を準用。	国土省
2	サ高住の指定登録機関	高齢者の居住の安定確保に関する法律	29③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	国土省
3	指定認定機関	指定について自然公園法	25Ⅲ④禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	環境省
4	住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅事業の指定登録機関	指定を受けられない場合として住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	指定を受けられない場合として26③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	国土省
5	登録住宅性能評価機関	住宅の品質確保の促進等に関する法律	8③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	国土省
6	登録住宅性能評価機関	住宅の品質確保の促進等に関する法律	8③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	国土省
7	住宅確保要配慮者の賃貸住宅の指定登録機関	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	指定を受けられない場合として26③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	国土省
8	電気工事士の指定認定機関	電気事業法	7の2②その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者 イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	経産省
9	登録試験機関	住宅の品質確保の促進等に関する法律	62①第八条第一号から第三号までに掲げる者 ④法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの (8③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	国土省
10	放置車両の確認事務の委託(法人)の役員※「取締をする」という性質上、ここに記載	道路交通法	51の8②役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む)のうちに次のいずれかに該当する者がある法人 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の第二項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者	総務省

(4) 事業の許可、免許等

1	マンション管理業者	マンションの管理適正化の推進に関する法律	47⑤禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ⑥この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	国土省
2	自動車運転代行業を営む者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	認定について3②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法4Ⅰ、43Ⅰ若しくは78(旅客の運送に係る部分に限る)の規定若しくは道路交通法75Ⅰ(①から④まで及び⑦については19Ⅰの規定により読み替えて適用される場合及び同条Ⅱの規定によりみなして適用される場合を含むものとし、⑤及び⑥を除く)の規定に違反し、若しくは同法75Ⅱ(同条Ⅰ①から④まで及び⑦に掲げる行為に係る部分については19Ⅰの規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法75Ⅰ⑤及び⑥に掲げる行為に係る部分を除く)若しくは同法75の2Ⅰ(同法22の2Ⅰ及び66の2Ⅰの規定による指示に係る部分については19Ⅰの規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法58の4の規定による指示に係る部分を除く)若しくはⅡ(19Ⅰ項の規定により読み替えて適用される場合を含む)の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑨法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの	国土省
3	住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅事業	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	登録拒否について11②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ⑦法人であつて、その役員のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの	国土省

4	型式住宅部分等製造業者	住宅の品質確保の促進等に関する法律	事業者の認証について34④この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ④法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	国交省
5	簡易郵便局の受託者	簡易郵便局法	5（受託者となることができない）①禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの ②前条1⑤に掲げる者（地方公共団体、農協、漁協、生協以外の、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者）のうち、法人であつてその役員のうち前号に該当する者があるもの	総務省
6	認定放送持株会社	放送法	159Ⅱ⑤ハこの法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない株式会社 又 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社 iハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	総務省

7 禁固1年以上の刑から2年の制限があるもの

1	自動車特定整備事業者	道路車両運送法	80Ⅱ①イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ②法人役員にイ、ロ、ハに該当する者がいる	国交省
2	倉庫事業者	倉庫業法	6Ⅰ①申請者が一年以上の懲役又は禁錮刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。 ③法人の役員が①②に該当するとき	国交省
3	トランクルーム事業者	倉庫業法	25の3①申請者が一年以上の懲役又は禁錮この刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき ③法人の役員が①②に該当するとき	国交省
4	自動車ターミナル事業	自動車ターミナル法	5（営業許可を受けられない）①一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ④法人であつて、その役員が前三号のいずれかに該当するもの	国交省
5	貨物運送事業・自家用有償運送事業	貨物自動車運送事業法	貨物運送事業につき49Ⅱ①免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。④免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。自家用有償運送事業の登録の欠格事由として同法79の4①申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。④申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。	国交省
6	鉄道事業者	鉄道事業法	6①一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうち①から④までのいずれかに該当する者のあるもの。索道事業者について同法38が上記を準用。	国交省
7	旅客運送事業・貨物運送事業・自家用有償運送事業	道路運送法	一般旅客運送事業の許可の欠格事由につき7①許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者であるとき。⑧許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号③を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。特定旅客運送事業につき同法43Ⅳが同様7を準用。貨物運送事業につき49Ⅱ①免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。④免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。自家用有償運送事業の登録の欠格事由として同法79の4①申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。④申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。	国交省

7 禁固以上の刑の執行から1年の制限があるもの

事業登録制限

サービス付き高齢者向け住宅事業	登録拒否について、高齢者の居住の安定確保に関する法律	(登録拒否事由) 8②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者⑦法人で役員が①から⑤に該当する者であるとき、その政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの	国交省
自動車特定整備事業者	道路車両運送法	80Ⅱ①イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ②法人役員にイ、ロ、ハに該当する者がいる	国交省

8 関連法の違反による罰金刑から5年の制限があるもの

(1) 特別な業務の執行

指定金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	16Ⅳ①この法律、銀行法その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。産業競争力強化法39Ⅳにも同様の規定	経産省
--------	---------------	---	-----

9 関連法の違反による罰金刑から3年の制限があるもの

(1) 免許

狩猟免許	鳥獣保護法	40⑤この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者	環境省
------	-------	---	-----

(2) 製造の許可

特定水銀使用製品の製造	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	許可の欠格事由として7①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 ④法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	経産省
-------------	---------------------	---	-----

(3) 事業実施の許可

競艇実施機関（役員）	モーターボート競争法	32⑥役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	国交省
------------	------------	--	-----

10 関連法の違反による（罰金）刑から2年の制限があるもの

(1) 資格制限

工事担任者	電気通信事業法	73（資格者証を交付しないことがある）①電気通信事業法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ※伝送路設備への端末接続、配線工事を行い、監督する	総務省
設計者	宅地造成等規制法、都市計画法	宅地造成等規制法、都市計画法それぞれ。講習の修了が必要。欠格事由として、法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者やそのような者が役員の法人はダメ	国交省

(2) 資格判定者、監督団体、支援組織等

指定建築基準適合判定資格者検定機関、指定構造計算適合判定資格者検定機関	建築業法	指定建築基準適合判定資格者検定機関の認定につき77の3②建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者、法人だと④イで上記に該当する者がいるとアウト。指定構造計算適合判定資格者検定機関につき同法77の17の2で上記の準用。	国交省
外客宿泊施設の登録実施機関	国際観光ホテル整備法	登録について61①この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。③法人であつて、登録実施事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。	国交省

(3) 事業の許可

塩製造業業・塩特定販売業・塩卸売業	塩製造法	塩製造業の登録拒否につき7①この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ④法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの。塩特定販売業につき同法17が、塩卸売業が同法7を準用（塩事業センターについては格段制限はなし）	財務省
製造たばこの特定販売業	たばこ事業法	（登録拒否）13①この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ④法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	財務省
測量業者	測量法	事業の登録につき55の6②測量法57Ⅰ①若しくは③又は同条Ⅱ各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該取消しに係る測量業者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該測量業者の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）③測量法55の14の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（当該刑に処せられた者が法人である場合においては、当該刑に処せられた日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないものを含む。）⑤法人で役員に該当する者が①～③に該当するもの	経産省
第一種特定化学物質製造事業者	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	19（事業者の許可）①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。輸入業者は同法23Ⅱで準用。	経産省
使用済み自動車の引取業者	使用済み自動車の再資源化に関する法律	登録拒否事由について45②この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ⑦法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの。同法でフロン類回収業者について57が同様の規定。	経産省
第一種フロン類充填回収業者	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	登録拒否につき、29②この法律の規定若しくは使用済み自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済み自動車再資源化法2ⅩⅠに規定する引取業者をいう。71Ⅱ及び87②において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済み自動車再資源化法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。51②ロ及び64②ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ⑥法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	経産省
フロン破壊業者	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	64Ⅱロ この法律の規定若しくは使用済み自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 へ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの	経産省
基幹放送事業者	放送法	93Ⅶへこの法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ル法人又は団体であつて、その役員がへから又までのいずれかに該当する者であるもの	総務省
一般放送業務	放送法	（登録要件）128④電波法75Ⅰ又は76Ⅳ（④を除く）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 ⑤法人又は団体であつて、その役員が前各号のいずれかに該当する者であるもの	総務省
飼料製造管理者	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律8	8（登録出来ない）①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	農水省
砂利採取業者	砂利採取法	6（登録拒否）6①この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	経産省
砕石業者	砕石業法	32の4（登録拒否）①この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	経産省
高圧ガス製造保安事業者	高圧ガス保安法	7②この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	経産省

航空機及び特定機器の製造、修理事業者の登録	航空機製造事業法	2の4（許可を受けられない）①この法律の規定に違反して1年以上の懲役の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	国交省
液化石油ガス販売事業者	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	4（登録を拒否しなければならない）①この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（役員にこのような者がいる法人も④で×）	経産省
電気小売事業者	電気事業法	（登録拒否事由）2の5①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。配電、送配、発電電事業者には登録拒否事由は不見当	経産省
ガス小売事業者	ガス事業法	6Ⅰ①この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	経産省
浄化槽設備業者	浄化槽法	24（登録を拒否しなければならない）①この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	環境省
浄化槽清掃業者	浄化槽法	36②イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	環境省
核燃料物質の製錬業者、製造業者、試験研究用等原子炉を設置しようとする者、発電用原子炉を設置しようとする者、再処理施設を設置しようとする者、廃棄の事業をしようとする者	製錬業者について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	5②この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、2年を経過していない者。製造業者について同法15②、試験研究用等原子炉については同法25Ⅱ②、発電用原子炉については同法43の3の7③、再処理施設について同法43②、廃棄の事業者について51の4②について同様の規定	経産省

関連法の違反による（罰金）刑から1年の制限があるもの

外客宿泊施設 国際観光ホテル整備法 登録について6③申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者であるとき。⑦ 申請者が法人である場合において、その役員のうち第三号から前号までのいずれかに該当する者がいるとき。 国交省

小型船造船業	小型船造船業法	7（登録拒否）①この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者 ④法人で、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの（主任技術者には制限は不見当）	国交省
--------	---------	---	-----

第4 事業所内での責任者に前科による資格制限があるもの

1 禁固以上の刑に処せられて5年以上

1	古物営業の管理者	古物営業法	13Ⅱ②同法4①～⑦に該当する者（4Ⅳ②禁錮以上の刑に処せられ、又は31に規定する罪若しくは刑法235、247、254若しくは256Ⅱに規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ⑩法人で、その役員のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの）	総務省
2	警備員指導教育責任者	警備業法	22Ⅳ②同法3該当（3②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ③最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者	総務省
3	貸金業務取扱主任者	貸金業法	24の27（登録拒否）④禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑤この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第12条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	財務省
4	古物営業の管理者	古物営業法13Ⅱ②同法4①～⑦に該当する者	13Ⅱ②同法4①～⑦に該当する者（4Ⅳ②禁錮以上の刑に処せられ、又は31に規定する罪若しくは刑法235、247、254若しくは256Ⅱに規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ⑩法人で、その役員のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの）	総務省
5	風俗営業の営業所の管理者	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	24Ⅱ②4Ⅰ①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（4②一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 イ 49又は50Ⅰの罪 刑法174、175、182、185、186、224、225（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）、226、226の2（Ⅲについては、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）、226の3、227Ⅰ（同法224、225、226、226の2又は226の3を犯した者を幫ほう助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）若しくはⅢ（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ）又は228（同法第224、225、226、226の2、226の3又は227Ⅰ若しくはⅢに係る部分に限る。）の罪 ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3Ⅰ（⑤又は⑥に係る部分に限る）又は6（Ⅰ②に係る部分に限る）の罪 ニ 売春防止法第二章の罪 ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律4から8までの罪 ヘ 労働基準法117、118Ⅰ（同法6又は第56に係る部分に限る）又は119①（同法61又は62に係る部分に限る）（これらの規定を船員職業安定法又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む）の罪 ト 船員法129（同法85Ⅰ又はⅡに係る部分に限る）又は130（同法86Ⅰに係る部分に限る）（これらの規定を船員職業安定法の規定により適用する場合を含む）の罪 チ 職業安定法63の罪 リ 児童福祉法60Ⅰ又はⅡ（同法34Ⅰ④の3、⑤、⑦又は⑨に係る部分に限る）の罪 ヌ 船員職業安定法111の罪 ル 出入国管理及び難民認定法73の2Ⅰの罪 ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律58の罪 ウ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律108の罪 ⑩法人でその役員のうちに第一号から第九号までのいずれかに該当する者があるもの	総務省
6	旅行業務管理主任者	旅行業法	11のⅥ 6に該当する者（6②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者）	国交省

禁固以上から3年

	酒類販売管理者	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	86の9（小売業者が選任してはならない）③酒税法10①、②又は⑦から⑧までに規定する者に該当する場合（⑦免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは地方税法の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合 7の2免許の申請者が未成年者飲酒禁止法の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律50Ⅰ④（同法22Ⅰ⑥（酒類の提供に係る部分に限る、同法第31の23（準用）及び21Ⅲにおいて準用する場合を含む）に係る部分に限る。以下この号において同じ）、50Ⅰ⑤（同法28Ⅱ⑤（酒類の提供に係る部分に限る同法31の3Ⅱに係る部分に限る。以下この号において同じ）、50Ⅰ⑧（同法31の13Ⅱ⑥（酒類の提供に係る部分に限る）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは56（同法50Ⅰ④、⑤又は⑧に係る部分に限る）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法50（②に係る部分に限る）及び52の規定を除く。）により、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者 である場合⑧免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者である場合	財務省
--	---------	---------------------	--	-----

2 禁固以上から2年

	マンション管理業務主任	マンションの管理適正化の推進に関する法律	59②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ③この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	国交省
--	-------------	----------------------	---	-----

3 関連法規の罰金から5年

	貨物自動車運送事業の運行管理者	貨物自動車運送事業法	19Ⅱ②この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	国交省
--	-----------------	------------	--	-----

運行管理者	道路運送法	23の2（運行管理者資格証交付を行わないことができる）II②この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	国交省
-------	-------	---	-----

4 関連法規の罰金から2年

保安業務を行おうとする者	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律法	30①この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	経産省
旅程管理業務を行う者	旅行業法	（登録を受けられない）12の13①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	国交省

第5 団体の役員

1 禁固以上の刑に処せられた場合

株式会社の役員	会社法	取締役につき331③会社法、証券取引法、破産法など会社に関連する法律違反の罪を犯し、刑の執行が終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ④上記3以外の罪を犯して禁固以上の刑に処せられ、または刑を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く）。監査役について335が331を準用	法務省
一般法人の役員	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	65⑤この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪、会社更生法266、267、269から271まで若しくは273の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	法務省
宗教法人の代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員または仮責任役員	宗教法人法	22③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	文科省
中小企業等共同組合の役員	中小企業協同組合法	35の4③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	経産省
中小企業組合事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の役員	中小企業団体の組織に関する法律	35の4③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	経産省
信用組合の役員	協同組合による金融事業に関する法律	5の4④この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法197、197の2①から⑩の3まで若しくは⑬から⑮まで、198⑧、199、200①から⑫の2まで、⑳若しくは㉑、203Ⅲ若しくは205①から⑥まで、㉒若しくは㉓の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律549、550、552から555まで若しくは557の罪、民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ⑤前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	財務省
信用金庫の役員	信用金庫法	34④この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法197、197の2①から⑩の3まで若しくは⑬から⑮まで、198⑧、199、100①から⑫の二まで、⑳若しくは㉑、203Ⅲ若しくは205①から⑥まで、㉒若しくは㉓の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律549、550、552から555まで若しくは557、民事再生法255、256、258から260までの罪若しくは262の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ⑤前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	金融庁
農林中央金庫の役員	農林中央金庫法	24の4④この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法197、197の2①から⑩の3まで若しくは⑬から⑮まで、198⑧、199、200①から⑫の2まで、⑳若しくは㉑、203Ⅲ若しくは205①から⑥まで、㉒若しくは㉓の罪、民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受け終わった者（刑の執行猶予中の者を除く）	農水省
農業協同組合の役員	農業協同組合法	30の4③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	農水省
水産業協同組合の役員	水産業協同組合法	34の4③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	農水省

森林組合の役員	森林組合法	44の3③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（ 刑の執行猶予中の者を除く ）	農水省
無尽業についての指定紛争解決等を行う法人の役員	無尽業法	35の2④役員の中に、次のいずれかに該当する者がいないこと。ハ 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニ 35の2の3 Iにおいて準用する銀行法52の84 Iの規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取扱われている者を含む。ニにおいて同じ）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者 ホこの法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。なお、無尽業者についての欠格は不見当	財務省
社債、株式等の振替業の役員	社債、株式等の振替に関する法律	（指定除外）3④取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ヘ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律46から49まで、50（①に係る部分に限る）若しくは51の罪を犯し、罰金の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	法務省
電子債権記録業の役員	電子記録債権法	51④取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ヘ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律46から49まで、50（①に係る部分に限る）若しくは51の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	法務省
更生保護法人の理事・監事	更生保護事業法	21②この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ③前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	法務省
技術管理組合の役員	技術管理組合法	23③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪、会社更生法266、267、269から271まで若しくは273の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（ 刑の執行猶予中の者を除く 。）	経産省
商店街振興組合の役員	商店街振興組合法	45の3③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（ 刑の執行猶予中の者を除く ）	経産省
消費生活協同組合の役員	消費生活協同組合法	29の3③この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ④前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（ 刑の執行猶予中の者を除く ）	経産省
財団たる医療法人の評議員、医療法人の理事	医療法	財団の評議員につき46の4Ⅱ③この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ④前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。医療法人理事につき、46の5Ⅴが46の4Ⅱを準用	厚労省
日本放送協会の理事	放送法	52Ⅴが31Ⅲを準用（31Ⅲ①禁錮以上の刑に処せられた者）	総務省
社会福祉法人の役員・評議員	社会福祉法	評議員につき40Ⅰ③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。役員につき44Ⅰが40Ⅰを準用。	厚労省

労働金庫の役員	労働金庫法	34④この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法197、197の2①から③まで若しくは③から⑤まで、198⑧、199、200①から②の二まで、②若しくは②、203Ⅲ若しくは205①から⑥まで、⑨若しくは⑨の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律549、550、552から555まで若しくは557の罪、民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪若しくは破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ⑤前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（ 刑の執行猶予中の者を除く ）	厚労省
---------	-------	--	-----

2 禁固以上の刑から5年

投資法人の執行役員、監督役員	投資信託及び投資法人に関する法律	執行役員につき98④禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ⑤この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪、破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪、刑法204、206、208、208の2、222条若しくは247の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律46から49まで、50（①に係る部分に限る）若しくは51の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。 監督役員につき同法100が上記を準用。	財務省
認可特定保険業者の役員	保険業法等の一部を改正する法律	71（役員が該当すると認可が受けられない）ホ(1) この法律、新保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	財務省
会員商品取引所の発起人、会員、役員	発起人につき商品先物取引法	取引所の不許可事由として15Ⅱ①ハ禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者。会員について同法31Ⅱが15Ⅱ該当者を会員とできないとする。役員について49が15Ⅱ該当者の欠格事由とする。	財務省
信託会社の役員	信託業法	役員（執行役含む）が以下に該当すると信託業の免許がない。5Ⅱ⑧ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。⑩で主要株主の役員の該当があった場合もダメ。管理型信託業の登録拒否について同法10①5Ⅱ二、ハ該当。	財務省
商工会議所の役員	商工会議所法	35Ⅷ③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者	経産省
商工会の役員	商工会法	32Ⅱ④禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの	経産省
船主相互保険組合の発起人、役員（国交省）	船主相互保険組合法	（発起人、役員に該当する者があると設立認可が受けられない）17③ロ 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者	国交省

3 禁固以上の刑から3年

競艇実施機関役員	モーターボート競争法	32⑥役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	国交省
船舶等推進機関	モーターボート競走法	44Ⅰ⑥役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	経産省
中央競馬会の役員	日本中央競馬会法	13が8の7を準用（8の7②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ③この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	農水省
地方競馬運営委員会（地方競馬協会内）委員、役員	競馬法	運営委員につき23の21②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ③この法律又は日本中央競馬会法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。役員につき23の27①が23の21を準用。	農水省

競輪振興法人役員	自転車競技法	231⑤ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者（このような者が役員にいると競輪振興法人になれない、という規定）	経産省
競輪実施法人役員	自転車競技法	381⑤イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者（このような者が役員にいると競輪実施法人になれない、という規定）	経産省
小型競争自動車振興法人役員	小型競争自動車法	27⑤役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。 ロ禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ハこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	経産省
小型自動車競争実施法人	小型競争自動車法	42⑤役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	経産省
銀行等保有株式取得機構の役員	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	23③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ④この法律、銀行法、長期信用銀行法、農林中央金庫法、信用金庫法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	財務省
特定目的会社の役員	取締役について資産の流動化に関する法律	70④禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ⑤この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法255、256、258から260まで若しくは262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律65、66、68若しくは69の罪、破産法265、266、268から272まで若しくは274の罪、刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律46から49まで、50（①に係る部分に限る。）若しくは51の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。監査役について72がこれを準用	財務省
競輪振興法人の役員	自転車競技法	23⑤役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。ロ禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ハこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	経産省

4 禁固以上の刑から2年

特定非営利法人の理事・監事	特定非営利法人の促進に関する法律	20②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ③この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32の3Ⅶ及び32の11Ⅰの規定を除く。47①ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法204、206、208、208の2、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	内閣府
---------------	------------------	--	-----

参考 公益法人の認定

公益財団法人の認定（内閣官房、主務官庁）	公的社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律	6①役員・監事の中にロこの法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法32の3Ⅶ及び32の11Ⅰの規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法204、206、208、208の2Ⅰ、222若しくは247の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律1、2若しくは3の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	内閣官房・各主務官庁
----------------------	-------------------------	---	------------